

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5708587号
(P5708587)

(45) 発行日 平成27年4月30日(2015.4.30)

(24) 登録日 平成27年3月13日(2015.3.13)

(51) Int.Cl.	F 1
HO4N 1/00	(2006.01)
HO4N 1/21	(2006.01)
B41J 29/38	(2006.01)
GO3G 21/00	(2006.01)
GO6F 17/30	(2006.01)

HO 4 N	1/00	1 O 7 Z
HO 4 N	1/21	
B 4 1 J	29/38	Z
GO 3 G	21/00	3 8 8
GO 6 F	17/30	1 7 0 B

請求項の数 14 (全 41 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号	特願2012-167542 (P2012-167542)
(22) 出願日	平成24年7月27日 (2012.7.27)
(65) 公開番号	特開2013-51679 (P2013-51679A)
(43) 公開日	平成25年3月14日 (2013.3.14)
審査請求日	平成25年9月25日 (2013.9.25)
(31) 優先権主張番号	特願2011-167105 (P2011-167105)
(32) 優先日	平成23年7月29日 (2011.7.29)
(33) 優先権主張国	日本国 (JP)

(73) 特許権者	390002761 キヤノンマーケティングジャパン株式会社 東京都港区港南2丁目16番6号
(74) 代理人	100188938 弁理士 棚葉 加奈子
(72) 発明者	川口 容 東京都品川区東品川2丁目4番11号 キ ヤノンソフトウェア株式会社内
(72) 発明者	小島 直樹 東京都品川区東品川2丁目4番11号 キ ヤノンソフトウェア株式会社内
(72) 発明者	増田 博紀 東京都品川区東品川2丁目4番11号 キ ヤノンソフトウェア株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】情報処理装置、情報処理装置の制御方法、情報処理システム、情報処理システムの制御方法及びコンピュータプログラム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

個々の個別文書データをそれぞれ識別するための識別情報を管理するサーバと通信可能な情報処理装置であって、

前記サーバで管理する識別情報が記載された個々の個別文書と共に文書とを含む紙文書が読み取られることで得られる画像データと、前記サーバから取得した前記識別情報とを記憶する記憶手段と、

前記記憶手段により記憶された画像データの中から、共通文書データと個々の個別文書データとを特定するために用いられるセパレータ情報を特定するセパレータ情報特定手段と、

前記セパレータ情報特定手段で特定されたセパレータ情報を用いて、前記記憶手段に記憶された画像データの中から共通文書データと、個々の個別文書データとを特定する文書データ特定手段と、

前記文書データ特定手段により特定された個々の個別文書データから識別情報を特定する識別情報特定手段と、

前記識別情報特定手段により特定された識別情報が、前記記憶手段に記憶される識別情報と一致するか否かを判定する一致判定手段と、

前記一致判定手段により前記識別情報特定手段により特定された識別情報が前記記憶手段に記憶された識別情報と一致すると判定された個別文書データと、前記文書データ特定手段により特定された前記共通文書データと、当該一致すると判定された識別情報とを、

対応付けて登録すべく前記サーバに送信する送信手段と
を備え、

前記送信手段は、前記一致判定手段により、前記識別情報特定手段により特定された識別情報が前記記憶手段に記憶された識別情報と一致しないと判定された場合に、当該一致しないと判定された個別文書データを、登録保留の個別文書データとして前記サーバに送信することを特徴とする情報処理装置。

【請求項 2】

前記識別情報特定手段により特定された識別情報と前記記憶手段に記憶された識別情報とが一致しないと判定された個別文書データに対する識別情報の入力をユーザの操作により受け付ける入力画面を表示する入力画面表示手段と、

10

を更に備え、

前記送信手段は、更に、前記文書データ特定手段により特定された前記共通文書データと、前記前記識別情報特定手段により特定された識別情報と前記記憶手段に記憶された識別情報とが一致しないと判定された個別文書データと、当該個別文書データに対して、前記入力画面表示手段により表示された入力画面を介してユーザの操作により入力された識別情報を、対応付けて登録すべく前記サーバに送信することを特徴とする請求項 1 に記載の情報処理装置。

【請求項 3】

前記送信手段により対応付けて登録すべく前記サーバに対して送信された前記共通文書データと、前記個々の個別文書データとをそれぞれ併せて表示する表示手段を備えることを特徴とする請求項 1 または 2 に記載の情報処理装置。

20

【請求項 4】

個々の個別文書データをそれぞれ識別するための識別情報を管理するサーバと通信可能な情報処理装置であって、

前記サーバで管理する識別情報が記載された個々の個別文書データと共通文書とを含む紙文書が読み取られることで得られる画像データと、前記サーバから取得した前記識別情報とを記憶する記憶手段と、

前記記憶手段により記憶された画像データの中から、共通文書データと個々の個別文書データとを特定するために用いられるセパレータ情報を特定するセパレータ情報特定手段と、

30

前記セパレータ情報特定手段で特定されたセパレータ情報を用いて、前記記憶手段に記憶された画像データの中から共通文書データと、個々の個別文書データとを特定する文書データ特定手段と、

前記文書データ特定手段により特定された個々の個別文書データから識別情報を特定する識別情報特定手段と、

前記識別情報特定手段により特定された識別情報が、前記記憶手段に記憶される識別情報と一致するか否かを判定する一致判定手段と、

前記一致判定手段により前記識別情報特定手段により特定された識別情報と前記記憶手段に記憶された識別情報とが一致すると判定された個別文書データと、前記文書データ特定手段により特定された前記共通文書データと、当該一致すると判定された識別情報とを含むファイルを生成する生成手段と、

40

前記生成手段で生成したファイルを前記サーバに送信する送信手段とを備え、

前記生成手段は、前記一致判定手段により前記識別情報特定手段により特定された識別情報が前記記憶手段に記憶された識別情報と一致しないと判定された個別文書データと、前記文書データ特定手段により特定された前記共通文書データとを含むファイルを更に生成し、

前記送信手段は、前記生成手段により生成した前記一致判定手段で前記識別情報特定手段により特定された識別情報が前記記憶手段に記憶された識別情報と一致しないと判定された個別文書データと、前記文書データ特定手段により特定された前記共通文書データとを含むファイルを、登録保留のファイルとして前記サーバに対して送信する

50

ことを特徴とする情報処理装置。

【請求項 5】

前記生成手段により生成されたファイルを表示する表示手段を備えることを特徴とする請求項4に記載の情報処理装置。

【請求項 6】

前記セパレータ情報特定手段は、前記画像データを画像ごとに解析して前記セパレータ情報を特定し、

前記文書データ特定手段は、前記セパレータ情報特定手段により特定されたセパレータ情報を示す画像データの前後の画像データをそれぞれ共通文書データと、個々の個別文書データとして特定することを特徴とする請求項1乃至5のいずれか1項に記載の情報処理装置。10

【請求項 7】

前記セパレータ情報特定手段は、前記画像データを画像ごとに解析して前記セパレータ情報を特定し、

前記文書データ特定手段は、前記セパレータ情報特定手段により前記セパレータ情報を特定するまでの画像データを前記共通文書データとして特定し、前記セパレータ情報を特定手段により前記セパレータ情報を特定した後の個々の画像データをそれぞれ個々の個別文書データとして特定することを特徴とする請求項1乃至6のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項 8】

ユーザの操作に従って入力される個別文書データのデータ数を受け付ける入力受付手段と、

前記入力受付手段で入力された個別文書データのデータ数と、前記文書データ特定手段により特定される個別文書データのデータ数とが一致するかを判定する判定手段と、

前記判定手段で、前記入力受付手段で入力された個別文書データのデータ数と、前記文書データ特定手段により特定された個別文書データのデータ数とが一致しないと判定される場合に、その旨を通知する通知手段と、

を更に備えることを特徴とする請求項1乃至7のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項 9】

請求項1に記載の前記情報処理装置と通信可能なサーバとを含む情報処理システムであつて、30

前記サーバは、

前記送信手段により前記登録保留の個別文書データとして前記サーバに送信された個別文書データを削除する指示を前記情報処理装置から受け付ける削除指示受付手段と、

前記削除指示受付手段により削除指示を受け付けた個別文書データに対応する共通文書データが他の個別文書データと対応する共通文書データでない場合に、当該共通文書データを削除する削除手段を備えることを特徴とする情報処理システム。

【請求項 10】

個々の個別文書データをそれぞれ識別するための識別情報を管理するサーバと通信可能であり、前記サーバで管理する識別情報が記載された個々の個別文書と共通文書とを含む紙文書が読み取られることで得られる画像データと、前記サーバから取得した前記識別情報とを記憶する記憶手段を備える情報処理装置の制御方法であつて、40

前記情報処理装置のセパレータ情報特定手段が、前記記憶手段により記憶された画像データの中から、共通文書データと個々の個別文書データとを特定するために用いられるセパレータ情報を特定するセパレータ情報特定工程と、

前記情報処理装置の文書データ特定手段が、前記セパレータ情報特定工程で特定されたセパレータ情報を用いて、前記記憶手段に記憶された画像データの中から共通文書データと、個々の個別文書データとを特定する文書データ特定工程と、

前記情報処理装置の識別情報特定手段が、前記文書データ特定工程により特定された個々の個別文書データから識別情報を特定する識別情報特定工程と、50

前記情報処理装置の一致判定手段が、前記識別情報特定工程により特定された識別情報が、前記記憶手段に記憶される識別情報と一致するか否かを判定する一致判定工程と、

前記情報処理装置の送信手段が、前記一致判定工程により前記識別情報特定工程により特定された識別情報が前記記憶手段に記憶された識別情報と一致すると判定された個別文書データと、前記文書データ特定工程により特定された前記共通文書データと、当該一致すると判定された識別情報を、対応付けて登録すべく前記サーバに送信する送信工程とを備え、

前記送信工程は、前記一致判定工程により前記識別情報特定工程により特定された識別情報が前記記憶手段に記憶された識別情報と一致しないと判定された場合に、当該一致されないと判定された個別文書データを、登録保留の個別文書データとして前記サーバに送信することを特徴とする情報処理装置の制御方法。

【請求項 1 1】

個々の個別文書データをそれぞれ識別するための識別情報を管理するサーバと通信可能であり、前記サーバで管理する識別情報が記載された個々の個別文書データと共に文書とを含む紙文書が読み取られることで得られる画像データと、前記サーバから取得した前記識別情報を記憶する記憶手段を備える情報処理装置の制御方法であって、

前記情報処理装置のセパレータ情報特定手段が、前記記憶手段により記憶された画像データの中から、共通文書データと個々の個別文書データとを特定するために用いられるセパレータ情報を特定するセパレータ情報特定工程と、

前記情報処理装置の文書データ特定工程が、前記セパレータ情報特定工程で特定されたセパレータ情報を用いて、前記記憶手段に記憶された画像データの中から共通文書データと、個々の個別文書データとを特定する文書データ特定工程と、

前記情報処理装置の識別情報特定手段が、前記文書データ特定工程により特定された個々の個別文書データから識別情報を特定する識別情報特定工程と、

前記情報処理装置の一致判定手段が、前記識別情報特定工程により特定された識別情報が、前記記憶手段に記憶される識別情報と一致するか否かを判定する一致判定工程と、

前記情報処理装置の生成手段が、前記一致判定工程により前記識別情報特定工程により特定された識別情報と前記記憶手段に記憶された識別情報とが一致すると判定された個別文書データと、前記文書データ特定工程により特定された前記共通文書データと、当該一致すると判定された識別情報を含むファイルを生成する生成工程と、

前記情報処理装置の送信手段が、前記生成工程で生成したファイルを前記サーバに送信する送信工程とを備え、

前記送信工程は、前記生成工程により生成した前記一致判定工程で前記識別情報特定工程により特定された識別情報が前記記憶手段に記憶された識別情報と一致しないと判定された個別文書データと、前記文書データ特定工程により特定された前記共通文書データとを含むファイルを、登録保留のファイルとして登録すべく前記サーバに対して送信することを特徴とする情報処理装置。

【請求項 1 2】

コンピュータを、請求項 1 乃至 8 に記載の情報処理装置の各手段として機能させるためのコンピュータプログラム。

【請求項 1 3】

個々の個別文書データをそれぞれ識別するための識別情報を管理するサーバと通信可能であり、前記サーバで管理する識別情報が記載された個々の個別文書と共に文書とを含む紙文書が読み取られることで得られる画像データと、前記サーバから取得した前記識別情報を記憶する記憶手段を備える情報処理装置と通信可能なサーバとを含む情報処理システムであって、

前記情報処理装置のセパレータ情報特定手段が、前記記憶手段により記憶された画像データの中から、共通文書データと個々の個別文書データとを特定するために用いられるセパレータ情報を特定するセパレータ情報特定工程と、

前記情報処理装置の文書データ特定手段が、前記セパレータ情報特定工程で特定された

10

20

30

40

50

セパレータ情報を用いて、前記記憶手段に記憶された画像データの中から共通文書データと、個々の個別文書データとを特定する文書データ特定工程と、

前記情報処理装置の識別情報特定手段が、前記文書データ特定工程により特定された個々の個別文書データから識別情報を特定する識別情報特定工程と、

前記情報処理装置の一一致判定手段が、前記識別情報特定工程により特定された識別情報が、前記記憶手段に記憶される識別情報と一致するか否かを判定する一致判定工程と、

前記情報処理装置の送信手段が、前記一致判定工程により前記識別情報特定工程により特定された識別情報が前記記憶手段に記憶された識別情報と一致すると判定された個別文書データと、前記文書データ特定工程により特定された前記共通文書データと、当該一致すると判定された識別情報を、対応付けて登録すべく前記サーバに送信する送信工程と

10

前記サーバの削除指示受付手段が、前記送信工程により前記登録保留の個別文書データとして前記サーバに送信された個別文書データを削除する指示を前記情報処理装置から受け付ける削除指示受付工程と、

前記サーバの削除手段が、前記削除指示受付工程により削除指示を受け付けた個別文書データに対応する共通文書データが他の個別文書データと対応する共通文書データでない場合に、当該共通文書データを削除する削除工程と

を備え、

前記送信工程は、前記一致判定工程により前記識別情報特定工程により特定された識別情報が前記記憶手段に記憶された識別情報と一致しないと判定された場合に、当該一致されないと判定された個別文書データを、登録保留の個別文書データとして前記サーバに送信することを特徴とする情報処理システムの制御方法。

20

【請求項 1 4】

コンピュータを、請求項 9 に記載の情報処理システムの各手段として機能させるためのコンピュータプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、情報処理装置、情報処理装置の制御方法、情報処理システム、情報処理システムの制御方法に関し、特に、共通文書のデータと個別文書のデータとを関連付けて登録する際に、ユーザによって行われる煩雑な作業を軽減するとともに、個別文書データの誤った識別情報が共通文書と紐付けて登録されることを防ぐための技術に関するものである。

30

【背景技術】

【0002】

従来、保険の申込手続において、被保険者は、申込書に名前などの必要事項を記入して、申込を行っている。このとき、申込書に、保険の内容が記載されている場合もあるが、別紙に保険の内容が記載されている場合もある。また、保険の申込をするために申込書に添付しなければならない添付書類なども必要となる場合がある。

【0003】

また、例えば、会社が、複数社員に対する保険の一括申込を行うことがある。このような場合、保険の内容が記載された文書や、添付書類などは、各社員（被保険者）共通の文書として、保険会社に渡される。そして、各社員（被保険者）は、各自に配布された申込書に必要事項を記入して、その記入された申込書は、会社から保険会社に渡される。

40

【0004】

このとき、保険会社に渡される共通の文書（以下、共通文書と言う）は、各社員（各被保険者）に対して 1 部あり、保険会社に渡される申込書は、各社員（各被保険者）のそれぞれが記入した分の申込書（以下、個別文書という）がある。

【0005】

保険会社の社員は、共通文書と複数の個別文書をスキャナでまとめてスキャンして、1 つのファイルとして登録し、そのファイルを検索し、閲覧して、その内容を確認する業務

50

を行っている。

【0006】

特許文献1には、スキャナでスキャンする文書の先頭に、生成されるファイルのファイル名の付け方、生成されるファイルのファイル形式の種類、生成されるファイルの格納先が指示されている指示シートを挿入して、その指示シートの内容に従って、指示シートの後にスキャンされる文書に対する処理内容を決定することが記載されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0007】

【特許文献1】特開2005-210563号公報

10

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0008】

しかしながら、従来、共通文書のデータと、複数の個別文書のデータとが1つのファイルとして登録されてしまうため、例えば、保険会社のユーザが、当該ファイルの複数の個別文書のデータの中から、閲覧したい個別文書のデータを特定する手間が煩雑であった。

【0009】

また、従来、共通文書のデータと、複数の個別文書のデータとが1つのファイルとして登録されてしまうため、ユーザが、ある1件の個別文書のデータを閲覧したい場合であっても、他の個別文書のデータも閲覧可能なため、情報セキュリティ上の課題もある。

20

【0010】

また、ユーザは、閲覧したい被保険者の個別文書だけではなく、どのような契約条件になっているか等を確認するために共通文書も確認する必要がある。そのため、従来のように、共通文書のデータと、複数の個別文書のデータとが1つのファイルとして登録されてしまうと、確認したい個別文書と共通文書のページが離れている場合、確認し辛くなってしまう。

【0011】

また、閲覧（確認）したい共通文書と個別文書を特定し易くするために、ユーザは、手作業で共通文書と、1件の個別文書とを1つのファイルとして登録することが考えられる。

30

【0012】

これを行うためには、ユーザが手作業で、共通文書と1件の個別文書とをまとめて、スキャナにセットし、それをスキャンして生成される1つのファイルを登録しなければならないため、ユーザは、個別文書が複数ある場合は、その作業を複数回行わなければならず、煩雑な作業を強いられてしまう。

【0013】

また、特許文献1の方法を用いた場合、指示シートと共に文書と1件の個別文書とをまとめて、スキャナにセットし、それをスキャンして生成される1つのファイルを登録しなければならないため、複数の個別文書を登録する場合は、個別文書と同じ数の共通文書と指示シートを用意し、スキャナにセットしスキャンしなければならない。その結果、共通文書や指示シートを多く用意しなければならず印刷コストが高くなってしまうと共に、その共通文書と指示シートを用意する作業が煩雑になってしまう。

40

【0014】

本発明の目的は、共通文書のデータと個別文書のデータとを関連付けて登録する際に、ユーザによって行われる煩雑な作業を軽減するとともに、個別文書データの誤った識別情報を共通文書と紐付けて登録されることを防ぐ仕組みを提供することである。

【課題を解決するための手段】

【0015】

本発明の情報処理装置は、個々の個別文書データをそれぞれ識別するための識別情報を管理するサーバと通信可能な情報処理装置であって、前記サーバで管理する識別情報を記

50

載された個々の個別文書と共に文書とを含む紙文書が読み取られることで得られる画像データと、前記サーバから取得した前記識別情報を記憶する記憶手段と、前記記憶手段により記憶された画像データの中から、共通文書データと個々の個別文書データとを特定するために用いられるセパレータ情報を特定するセパレータ情報特定手段と、前記セパレータ情報特定手段で特定されたセパレータ情報を用いて、前記記憶手段に記憶された画像データの中から共通文書データと、個々の個別文書データとを特定する文書データ特定手段と、前記文書データ特定手段により特定された個々の個別文書データから識別情報を特定する識別情報特定手段と、前記識別情報特定手段により特定された識別情報が、前記記憶手段に記憶される識別情報と一致するか否かを判定する一致判定手段と、前記一致判定手段により前記識別情報特定手段により特定された識別情報が前記記憶手段に記憶された識別情報と一致すると判定された個別文書データと、前記文書データ特定手段により特定された前記共通文書データと、当該一致すると判定された識別情報を、対応付けて登録すべく前記サーバに送信する送信手段とを備え、前記送信手段は、前記一致判定手段により、前記識別情報特定手段により特定された識別情報が前記記憶手段に記憶された識別情報と一致しないと判定された場合に、当該一致しないと判定された個別文書データを、登録保留の個別文書データとして前記サーバに送信することを特徴とする。また、本発明の情報処理装置は、個々の個別文書データをそれぞれ識別するための識別情報を管理するサーバと通信可能な情報処理装置であって、前記サーバで管理する識別情報が記載された個々の個別文書データと共に文書とを含む紙文書が読み取られることで得られる画像データと、前記サーバから取得した前記識別情報を記憶する記憶手段と、前記記憶手段により記憶された画像データの中から、共通文書データと個々の個別文書データとを特定するために用いられるセパレータ情報を特定するセパレータ情報特定手段と、前記セパレータ情報特定手段で特定されたセパレータ情報を用いて、前記記憶手段に記憶された画像データの中から共通文書データと、個々の個別文書データとを特定する文書データ特定手段と、前記文書データ特定手段により特定された個々の個別文書データから識別情報を特定する識別情報特定手段と、前記識別情報特定手段により特定された識別情報が、前記記憶手段に記憶される識別情報と一致するか否かを判定する一致判定手段と、前記一致判定手段により前記識別情報特定手段により特定された識別情報と前記記憶手段に記憶された識別情報とが一致すると判定された個別文書データと、前記文書データ特定手段により特定された前記共通文書データと、当該一致すると判定された識別情報を含むファイルを生成する生成手段と、前記生成手段で生成したファイルを前記サーバに送信する送信手段とを備え、前記生成手段は、前記一致判定手段により前記識別情報特定手段により特定された識別情報が前記記憶手段に記憶された識別情報と一致しないと判定された個別文書データと、前記文書データ特定手段により特定された前記共通文書データとを含むファイルを更に生成し、前記送信手段は、前記生成手段により生成した前記一致判定手段で前記識別情報特定手段により特定された識別情報が前記記憶手段に記憶された識別情報と一致しないと判定された個別文書データと、前記文書データ特定手段により特定された前記共通文書データとを含むファイルを、登録保留のファイルとして前記サーバに対して送信することを特徴とする。また、本発明の情報処理システムは、請求項1に記載の前記情報処理装置と通信可能なサーバとを含む情報処理システムであって、前記サーバは、前記送信手段により前記登録保留の個別文書データとして前記サーバに送信された個別文書データを削除する指示を前記情報処理装置から受け付ける削除指示受付手段と、前記削除指示受付手段により削除指示を受け付けた個別文書データに対応する共通文書データが他の個別文書データと対応する共通文書データでない場合に、当該共通文書データを削除する削除手段を備えることを特徴とする。

【0016】

また、本発明の情報処理装置の制御方法は、個々の個別文書データをそれぞれ識別するための識別情報を管理するサーバと通信可能であり、前記サーバで管理する識別情報が記載された個々の個別文書と共に文書とを含む紙文書が読み取られることで得られる画像データと、前記サーバから取得した前記識別情報を記憶する記憶手段を備える情報処理装

10

20

30

40

50

置の制御方法であって、前記情報処理装置のセパレータ情報特定手段が、前記記憶手段により記憶された画像データの中から、共通文書データと個々の個別文書データとを特定するために用いられるセパレータ情報を特定するセパレータ情報特定工程と、前記情報処理装置の文書データ特定手段が、前記セパレータ情報特定工程で特定されたセパレータ情報を用いて、前記記憶手段に記憶された画像データの中から共通文書データと、個々の個別文書データとを特定する文書データ特定工程と、前記情報処理装置の識別情報特定手段が、前記文書データ特定工程により特定された個々の個別文書データから識別情報を特定する識別情報特定工程と、前記情報処理装置の一致判定手段が、前記識別情報特定工程により特定された識別情報が、前記記憶手段に記憶される識別情報と一致するか否かを判定する一致判定工程と、前記情報処理装置の送信手段が、前記一致判定工程により前記識別情報特定工程により特定された識別情報が前記記憶手段に記憶された識別情報と一致すると判定された個別文書データと、前記文書データ特定工程により特定された前記共通文書データと、当該一致すると判定された識別情報を、対応付けて登録すべく前記サーバに送信する送信工程とを備え、前記送信工程は、前記一致判定工程により前記識別情報特定工程により特定された識別情報が前記記憶手段に記憶された識別情報と一致しないと判定された場合に、当該一致されないと判定された個別文書データを、登録保留の個別文書データとして前記サーバに送信することを特徴とする。また、本発明の情報処理装置の制御方法は、個々の個別文書データをそれぞれ識別するための識別情報を管理するサーバと通信可能であり、前記サーバで管理する識別情報が記載された個々の個別文書データと共通文書とを含む紙文書が読み取られることで得られる画像データと、前記サーバから取得した前記識別情報を記憶する記憶手段を備える情報処理装置の制御方法であって、前記情報処理装置のセパレータ情報特定手段が、前記記憶手段により記憶された画像データの中から、共通文書データと個々の個別文書データとを特定するために用いられるセパレータ情報を特定するセパレータ情報特定工程と、前記情報処理装置の文書データ特定工程が、前記セパレータ情報特定工程で特定されたセパレータ情報を用いて、前記記憶手段に記憶された画像データの中から共通文書データと、個々の個別文書データとを特定する文書データ特定工程と、前記情報処理装置の識別情報特定手段が、前記文書データ特定工程により特定された個々の個別文書データから識別情報を特定する識別情報特定工程と、前記情報処理装置の一致判定手段が、前記識別情報特定工程により特定された識別情報が、前記記憶手段に記憶される識別情報と一致するか否かを判定する一致判定工程と、前記情報処理装置の生成手段が、前記一致判定工程により前記識別情報特定工程により特定された識別情報と前記記憶手段に記憶された識別情報とが一致すると判定された個別文書データと、前記文書データ特定工程により特定された前記共通文書データと、当該一致すると判定された識別情報を含むファイルを生成する生成工程と、前記情報処理装置の送信手段が、前記生成工程で生成したファイルを前記サーバに送信する送信工程とを備え、前記送信工程は、前記生成工程により生成した前記一致判定工程で前記識別情報特定工程により特定された識別情報が前記記憶手段に記憶された識別情報と一致しないと判定された個別文書データと、前記文書データ特定工程により特定された前記共通文書データとを含むファイルを、登録保留のファイルとして登録すべく前記サーバに対して送信することを特徴とする。また、本発明の情報処理システムの制御方法は、個々の個別文書データをそれぞれ識別するための識別情報を管理するサーバと通信可能であり、前記サーバで管理する識別情報が記載された個々の個別文書と共通文書とを含む紙文書が読み取られることで得られる画像データと、前記サーバから取得した前記識別情報を記憶する記憶手段を備える情報処理装置と通信可能なサーバとを含む情報処理システムであって、前記情報処理装置のセパレータ情報特定手段が、前記記憶手段により記憶された画像データの中から、共通文書データと個々の個別文書データとを特定するために用いられるセパレータ情報を特定するセパレータ情報特定工程と、前記情報処理装置の文書データ特定手段が、前記セパレータ情報特定工程で特定されたセパレータ情報を用いて、前記記憶手段に記憶された画像データの中から共通文書データと、個々の個別文書データとを特定する文書データ特定工程と、前記情報処理装置の識別情報特定手段が、前記文書データ特定工程により特定された個

10

20

30

40

50

々の個別文書データから識別情報を特定する識別情報特定工程と、前記情報処理装置の一致判定手段が、前記識別情報特定工程により特定された識別情報が、前記記憶手段に記憶される識別情報と一致するか否かを判定する一致判定工程と、前記情報処理装置の送信手段が、前記一致判定工程により前記識別情報特定工程により特定された識別情報が前記記憶手段に記憶された識別情報と一致すると判定された個別文書データと、前記文書データ特定工程により特定された前記共通文書データと、当該一致すると判定された識別情報を、対応付けて登録すべく前記サーバに送信する送信工程と、前記サーバの削除指示受付手段が、前記送信工程により前記登録保留の個別文書データとして前記サーバに送信された個別文書データを削除する指示を前記情報処理装置から受け付ける削除指示受付工程と、前記サーバの削除手段が、前記削除指示受付工程により削除指示を受け付けた個別文書データに対応する共通文書データが他の個別文書データと対応する共通文書データでない場合に、当該共通文書データを削除する削除工程とを備え、前記送信工程は、前記一致判定工程により前記識別情報特定工程により特定された識別情報が前記記憶手段に記憶された識別情報と一致しないと判定された場合に、当該一致されないと判定された個別文書データを、登録保留の個別文書データとして前記サーバに送信することを特徴とする。

【発明の効果】

【0018】

本発明によれば、共通文書のデータと個別文書のデータとを関連付けて登録する際に、ユーザよって行われる煩雑な作業を軽減するとともに、個別文書データの誤った識別情報が共通文書と紐付けて登録されることを防ぐことができる。

10

【図面の簡単な説明】

【0019】

【図1】本発明の実施形態に係る情報処理システムの構成を示す図である。

【図2】図1に示したクライアント端末104の基本構成を示すブロック図である。

【図3】(a)被保険者の保険申込書(個別文書)、(b)契約一括申込書(共通文書)2201、(c)セパレータ(セパレータシート)のそれぞれの印刷処理を示すフローチャートである。

【図4】被保険者の保険申込書(個別文書)、契約一括申込書(共通文書)などの文書の電子データをファイリングサーバ102に登録する処理の一例を示すフローチャートである。

30

【図5】図4に示すステップS407(セパレータを用いた結合処理)の詳細処理の一例を示すフローチャートである。

【図6】図4に示すステップS408(通常の結合処理)の詳細処理の一例を示すフローチャートである。

【図7】図4に示すステップS412(イメージ登録処理)の詳細処理の一例を示すフローチャートである。

【図8】登録保留されたファイルの登録・削除処理の一例を示すフローチャートである。

【図9】ファイリングサーバ102の登録文書テーブル(図13)に登録されているファイルの検索、閲覧処理の一例を示すフローチャートである。

40

【図10】図3(a)で被保険者の保険申込書に印刷された申込番号の、属性情報連携ファイル(図11)のレコードの情報を、ファイリングサーバ102の記憶部に記憶されている属性情報テーブルに登録する処理の一例を示すフローチャートである。

【図11】属性情報連携ファイルの一例を示す図である。

【図12】属性情報テーブルの一例を示す図である。

【図13】登録文書テーブルの一例を示す図である。

【図14】スキャン取込指示受付画面の一例を示す図である。

【図15】スキャン取込結果画面の一例を示す図である。

【図16】ステップS413で表示されるエラーメッセージ画面の一例である。

【図17】登録保留のデーター覧画面の一例を示す図である。

50

【図18】登録・削除画面の一例を示す図である。

【図19】ステップS812で表示されるエラーメッセージ画面の一例を示す図である。

【図20】検索条件入力画面の一例を示す図である。

【図21】検索結果表示画面の一例を示す図である。

【図22】共通文書、セパレータ、複数の案件それぞれの複数の個別文書から、複数の案件のファイル（共通文書と個別文書とが結合されたファイル）をそれぞれ生成することを説明するための図である。

【図23】第2の実施の形態における図4に示すステップS407（セパレータを用いた結合処理）の詳細処理の一例を示すフローチャートである。

【図24】第2の実施の形態における図4に示すステップS412（イメージ登録処理）10の詳細処理の一例を示すフローチャートである。

【図25】第2の実施の形態における、登録保留されたファイルの登録・削除処理の一例を示すフローチャートである。

【図26】図25に示すステップS2520（登録保留データ削除処理）の詳細処理の一例を示すフローチャートである。

【図27】第2の実施の形態における、ファイリングサーバ102の登録文書テーブルに登録されているファイルの検索・閲覧処理の一例を示すフローチャートである。

【図28】第2の実施の形態における登録文書テーブルの一例を示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0020】

以下、本発明を適用した好適な実施形態を、添付図面を参照しながら詳細に説明する。

【0021】

【第1の実施の形態】

図1は、本発明の第1の実施形態に係る情報処理システムの構成を示す図である。ホストコンピュータ101、ファイリングサーバ102、プリンタ103、クライアント端末104、クライアント端末106は、それぞれネットワーク107を介して、相互に通信可能に接続されている。また、クライアント端末104は、スキャナ105と通信可能に接続されている。スキャナ105は、文書を読み取り該文書の画像データを生成する読取装置の適用例である。

【0022】

ホストコンピュータ101は、属性情報連携ファイル（図11）を記憶しており、属性情報連携ファイルに記憶されている情報に従って、後述する被保険者の保険申込書（被保険者名簿とも言う）のデータをプリンタ103に印刷出力する機能を備えている。被保険者の保険申込書（被保険者名簿）は、後述する個別文書（用紙）である。ここで印刷される個別文書には、属性情報連携ファイル（図11）に記憶されている申込番号が印字される。個別文書毎に、異なる申込番号が印字されるため、申込番号から個別文書を特定することが可能となる。このように、申込番号は、個別文書を識別する識別情報として用いられる。

【0023】

個別文書は、例えば、被保険者の保険申込書であって、被保険者が保険の申込を行うために、被保険者の署名、捺印等を行う用紙である。本実施の形態では、1枚の個別文書を、1人の被保険者の保険の申込を行う用紙として説明する。

【0024】

また、ホストコンピュータ101は、記憶部に記憶している契約一括申込書（共通文書）2201、及びセパレータ（セパレータシート）2202のデータをプリンタ103に印刷出力する機能を備えている。契約一括申込書（共通文書）は、保険の契約を締結するための各申込者の共通文書であって、1枚又は複数枚の用紙で構成される。セパレータは、共通文書と個別文書とを区別する用紙であって、区別するための情報が記憶されたQRコードが印刷されている。

【0025】

10

20

30

40

50

また、ホストコンピュータ101は、プリンタ103から印刷出力された個別文書に印刷された申込番号、及びその申込番号に関連した情報（証券番号）を、属性情報連携ファイル（図11）から取得して、ファイリングサーバ102の記憶部に記憶されている属性情報テーブル（図12）に対して登録する要求を、夜間バッチ処理などで、送信する機能を備えている。

【0026】

図12は、属性情報テーブルの一例を示す図である。属性情報テーブル（図12）には、個別申込書に印刷された申込番号と、当該申込番号が印刷された個別申込書に印刷された証券番号とが記憶されている。

【0027】

クライアント端末104は、ユーザの操作に従って読み取り指示を受け付けると、スキャナ105に読み取り要求を送信する機能を備えている。読み取り要求を受信したスキャナ105は、スキャナ105のオートドキュメントフィーダ（ADF）にセットされた用紙を読み込み、用紙を電子化して得られたデータを、クライアント端末104に送信する機能を備えている。（ここでは、用紙1枚につき、1つのファイル（データ）を生成して、クライアント端末104に送信する。）

【0028】

そして、クライアント端末104は、スキャナ105から送信してきたデータ（複数のファイル）を受信すると、当該データを解析して、個別文書毎に、共通文書と結合して、個別文書毎に1つのファイルを生成する機能を備えている。

【0029】

また、クライアント端末104は、個別文書毎に、共通文書を結合して生成された、個別文書毎のファイルをファイリングサーバ102に送信して、当該ファイルの登録要求を行う機能を備えている。

【0030】

ファイリングサーバ102は、クライアント端末104から登録要求を受信すると、当該登録要求に含まれているファイルを、ファイリングサーバ102の記憶部に記憶する機能を備えている。クライアント端末106は、ファイリングサーバ102の記憶部に記憶されているファイルを取得して表示部に表示する機能を備えている。

【0031】

次に、図22を用いて、後述する、共通文書、セパレータ、複数の案件それぞれの複数の個別文書から、複数の案件のファイル（共通文書と個別文書とが結合されたファイル）をそれぞれ生成することを説明する。

【0032】

図22は、共通文書、セパレータ、複数の案件それぞれの複数の個別文書から、複数の案件のファイル（共通文書と個別文書とが結合されたファイル）をそれぞれ生成することを説明するための図である。

【0033】

共通文書（1又は複数の文書）2201、セパレータ2202、複数件の個別文書（1案件ごと異なる用紙の文書）2203、2204、2205の順番で、スキャナでスキャンされ、スキャンされたそれぞれ1枚の画像データのファイルを、スキャナ105から順番に、クライアント端末104は取得する。

【0034】

後述するステップS406では、共通文書（1又は複数の文書）2201と、個別文書2203を含むファイル2206、共通文書（1又は複数の文書）2201と、個別文書2204を含むファイル2207、共通文書（1又は複数の文書）2201と、個別文書2205を含むファイル2208、をそれぞれ生成する。

【0035】

すなわち、クライアント端末104は、セパレータ2202よりも、前に処理されるファイルを、共通文書として特定し、その特定された共通文書を個別文書の数分コピーする

10

20

30

40

50

。そして、コピーされた共通文書と、個別文書とを含むファイル、を複数の個別文書それぞれについて生成する。

【0036】

図2は、図1に示したクライアント端末104の基本構成を示すブロック図である。図2において、201はCPUであり、RAM202やROM203に格納されているプログラムやデータを用いてクライアント端末104全体の制御を行うと共に、クライアント端末104が行う後述の各処理を実行する。

【0037】

202はRAMであり、HDD204や記録媒体ドライブ206からロードされたプログラムやデータ、ネットワークI/F(インターフェース)205を介して受信したデータを一時的に記憶するためのエリアを備えると共に、CPU201が各種の処理を実行する際に使用するワークエリアを備える。
10

【0038】

203はROMであり、クライアント端末104の設定データやブートプログラムなどを格納する。

【0039】

204はHDDであり、ここにOS(オペレーティングシステム)や、クライアント端末104が行う後述の各処理をCPU201に実行させるためのプログラムやデータが保存されている。これらのプログラムやデータの一部もしくは全部はCPU201による制御に従ってRAM202にロードされ、これを用いてCPU201が処理を行うことで、クライアント端末104は以下説明する各処理を実行することになる。
20

【0040】

205はネットワークI/Fで、クライアント端末104をネットワーク107に接続するためのものであり、このネットワークI/F205を介してクライアント端末104は外部機器とデータ通信を行うことができる。

【0041】

206は記録媒体ドライブであり、CD-ROM、CD-R/RW、DVD-ROM、DVD-R/RW、DVD-RAM等の記憶媒体に記録されたプログラムやデータを読み出し、RAM202に出力する。この読み出し動作はCPU201によって制御される。

【0042】

207はキーボードであり、各種の指示をCPU201に対して入力することができる。208はマウス等のポインティングデバイスであり、各種の指示をCPU201に対して入力することができる。
30

【0043】

209はビデオI/F(インターフェース)であり、ディスプレイ装置210に表示すべき画像を信号としてディスプレイ装置210に供給するためのI/Fとして機能するものである。

【0044】

210はディスプレイ装置であり、CRTや液晶画面等により構成されており、CPU201による処理結果を画像や文字等でもって表示することができる。
40

【0045】

211は周辺機器I/Fであり、USBポートやIEEE1394ポート等によって構成されており、この周辺機器I/F211を介して周辺機器との接続することが可能である。周辺機器との接続形態は有線/無線を問わない。212は上述の各部を繋ぐバスである。

【0046】

また、図2に示す構成は、ホストコンピュータ101、ファイリングサーバ102、クライアント端末106についても同様の構成であるため、ホストコンピュータ101、ファイリングサーバ102、クライアント端末106のブロック図の説明は省略する。

【0047】

次に、図3を用いて、(a)被保険者の保険申込書(個別文書)、(b)契約一括申込書(共通文書)2201、(c)セパレータ(セパレータシート)のそれぞれの印刷処理について説明する。

【0048】

図3は、(a)被保険者の保険申込書(個別文書)、(b)契約一括申込書(共通文書)2201、(c)セパレータ(セパレータシート)のそれぞれの印刷処理を示すフローチャートである。図3に示す各ステップの処理は、ホストコンピュータ101のCPU201により実行される。

【0049】

まず、被保険者の保険申込書(個別文書)の印刷処理について、フローチャート(a)を用いて説明する。

【0050】

ホストコンピュータ101は、記憶部に記憶されている属性情報連携ファイル(図11)を取得して、属性情報連携ファイル(図11)のレコード毎の申込番号を取得する(ステップS301)。

【0051】

図11は、属性情報連携ファイルの一例を示す図である。属性情報連携ファイルは、「証券番号」、「申込番号」とから構成されており、「証券番号」は、契約内容を一意に識別するための番号であり、「申込番号」は申込手続(申込の案件)を一意に識別するための番号である。

20

【0052】

次に、ホストコンピュータ101は、ステップS301で取得した申込番号を、記憶部に記憶されている被保険者の保険申込書(個別文書)のテンプレートの所定の位置にオーバーレイして、ステップS301で取得したレコードの申込番号ごとに、該申込番号を含む個別文書の印刷データをそれぞれ生成し(ステップS302)、プリンタ103に送信(出力)して印刷要求を行う(ステップS303)。例えば、図11に示す属性情報連携ファイルの各レコードには、申込番号として「001」と、「002」とが記憶されている。

【0053】

ステップS301では、「001」と「002」とを取得して、ステップS302で、被保険者の保険申込書(個別文書)のテンプレートの所定の位置に「001」をオーバーレイして1つの個別文書の印刷データを生成する。また、ステップS302では、被保険者の保険申込書(個別文書)のテンプレートの所定の位置に「002」をオーバーレイして1つの個別文書の印刷データを生成する。

30

【0054】

このようにして生成された2つの個別文書の印刷データを、ステップS303でプリンタ103に送信して、2つの個別文書の印刷を行う。プリンタ103は、ホストコンピュータ101から受信した印刷要求に含まれる2つの個別文書の印刷データに従って、2枚の個別文書の印刷を行う。このようにして印刷された個別文書には、被保険者の署名欄、捺印欄などが含まれており、被保険者により署名、捺印がなされることとなる。

40

【0055】

次に、契約一括申込書(共通文書)2201の印刷処理について、フローチャート(b)を用いて説明する。

【0056】

ホストコンピュータ101は、記憶部に記憶されている契約一括申込書(共通文書)のテンプレートの印刷データを生成し(ステップS304)、プリンタ103に送信(出力)して印刷要求を行う(ステップS305)。

【0057】

プリンタ103は、ホストコンピュータ101から受信した印刷要求に含まれる印刷データに従って、契約一括申込書(共通文書)2201の印刷を行う。尚、契約一括申込書

50

(共通文書) 2201は、会社などの団体で、一括して複数の被保険者(例えば社員)の保険申し込みの際に使用される文書である。

【0058】

次に、セパレータ(セパレータシート)の印刷処理について、フローチャート(c)を用いて説明する。

【0059】

ホストコンピュータ101は、記憶部に記憶されているセパレータ(セパレータシート)のテンプレートの印刷データを生成し(ステップS306)、プリンタ103に送信(出力)して印刷要求を行う(ステップS307)。

【0060】

プリンタ103は、ホストコンピュータ101から受信した印刷要求に含まれる印刷データに従って、セパレータ(セパレータシート)の印刷を行う。なお、ホストコンピュータ101の記憶部に記憶されているセパレータ(セパレータシート)のテンプレートには、セパレータ(セパレータシート)であることを示す情報を含むQRコードが含まれている。

【0061】

次に、図10を用いて、図3(a)で被保険者の保険申込書に印刷された申込番号の、属性情報連携ファイル(図11)のレコードの情報を、ファイリングサーバ102の記憶部に記憶されている属性情報テーブルに登録する処理について説明する。

【0062】

図10は、図3(a)で被保険者の保険申込書に印刷された申込番号の、属性情報連携ファイル(図11)のレコードの情報を、ファイリングサーバ102の記憶部に記憶されている属性情報テーブルに登録する処理の一例を示すフローチャートである。図10に示すS1001、S1002のステップの処理は、ホストコンピュータ101のCPU201により実行される。また、図10に示すS1003、S1004のステップの処理は、ファイリングサーバ102のCPU201により実行される。

【0063】

ホストコンピュータ101は、現在の日時が所定の日時であるか否かを判定し(ステップS1001)、所定の日時であると判定された場合は(S1001: YES)、図3(a)で被保険者の保険申込書に印刷済みの申込番号の、属性情報連携ファイル(図11)のレコードの情報を、ファイリングサーバ102に送信する(ステップS1002)。

【0064】

そして、ファイリングサーバ102は、ホストコンピュータ101から、該レコードの情報を受信すると(ステップS1003)、当該情報を、ファイリングサーバ102の記憶部に記憶されている属性情報テーブルに登録する(ステップS1004)。

【0065】

次に、図4を用いて、被保険者の保険申込書(個別文書)、契約一括申込書(共通文書)など文書をスキャナ105が読み取ることで得られる文書の電子データを、ファイリングサーバ102に登録する処理について説明する。

【0066】

図4は、被保険者の保険申込書(個別文書)、契約一括申込書(共通文書)などの文書の電子データをファイリングサーバ102に登録する処理の一例を示すフローチャートである。図4に示す各ステップの処理は、クライアント端末104のCPU201により実行される。

【0067】

クライアント端末104は、まず、図14に示すスキャン取込指示受付画面を表示する。

【0068】

図14は、スキャン取込指示受付画面の一例を示す図である。図中、1401は、ユーザの操作によるセット件数の入力を受け付ける入力欄である。1402は、ユーザの操作

10

20

30

40

50

による文書種類（文書種別）の選択入力を受け付けるプルダウンである。1403は、スキャン開始をスキャナ105に指示するためのスキャン開始ボタンである。ここで、セット件数とは、共通文書と個別文書とから構成されるファイルの数（個別文書の数）のことを示している。

【0069】

ユーザは、スキャナ105のADFにセットした個別文書の数を確認して、スキャン取込指示受付画面（図14）のセット件数1401に入力する。また、1402で選択可能な文書種類は、例えば、「一括申込書」と「明細書」とがあるものとして説明する。

【0070】

「一括申込書」は、後述するステップS406でセパレータを用いて結合処理を行う文書種類であり、「明細書」は、後述するステップS407でセパレータを用いることなく結合処理を行う文書種類である。すなわち、図14の1402で文書種類を選択することで、ステップS406でセパレータを用いて結合処理を行うか、ステップS407でセパレータを用いることなく結合処理を行うかの設定を入力することを意味している。10

【0071】

クライアント端末104は、スキャン取込指示受付画面（図14）を介して、ユーザの操作により、セット件数の入力、及び、文書種類の入力を受け付け（ステップS402）、スキャン開始ボタン1403が押下されると（ステップS403：YES）、処理をステップS404に移行する。また、クライアント端末104は、スキャン開始ボタン1403が押下されるまで（ステップS403：NO）、スキャン取込指示受付画面（図14）を表示して、セット件数の入力、及び、文書種類の入力を受け付ける。このように、ステップS402では、ユーザの操作による個別文書のデータ数の入力を受け付ける（入力受付手段）。20

【0072】

そして、クライアント端末104は、スキャン開始ボタン1403が押下されると、スキャナ105に、スキャナ105のADFにセットされた文書の読み取り要求を送信する（ステップS404）。

【0073】

スキャナ105は、読み取り要求をクライアント端末104から受信すると、スキャナ105のADFにセットされた文書の読み取り処理を実行し、読み取られたデータを読み取り結果としてクライアント端末104に送信する。ここで送信されるデータは、1文書の1ページごとの1つのファイル（本実施形態では、画像データともいう）である。すなわち、複数ページを読み取った場合は、複数のファイル（画像データ）が送信されることとなる。30

【0074】

そして、クライアント端末104は、スキャナ105から、読み取り結果としてスキャナ105で読み取られたデータを受信（取得）する（ステップS405）（取得手段）。ステップS405では、複数ページを読み取った場合は、複数のファイル（画像データ）を取得する。

【0075】

ここでは、図22に説明したように、共通文書2201、セパレータ2202、個別文書2203、2204、2205の順番で、スキャナ105から、それぞれのファイルを取得する。40

【0076】

クライアント端末104は、ステップS405で入力を受け付けた文書種類（文書種別）が「一括申込書」であるか、それとも「明細書」であるかを判定する。すなわち、ステップS406でセパレータを用いて結合処理を行うか、ステップS407でセパレータを用いることなく結合処理を行うかを判定する（ステップS406）。

【0077】

そして、ステップS405で入力を受け付けた文書種類（文書種別）が「一括申込書」である（ステップS406でセパレータを用いて結合処理を行う）と判定された場合は（50

ステップS406：Y E S）、処理をステップS407に移行する。一方、ステップS405で入力を受け付けた文書種類（文書種別）が「明細書」である（ステップS408でセパレータを用いることなく結合処理を行う）と判定された場合は（ステップS406：N O）、処理をステップS408に移行する。

【0078】

ステップS407では、セパレータを用いて、共通文書のファイルと、個別文書のファイルとを結合して1つのファイルを生成する処理を行い、一方、ステップS408では、スキヤナ105から取得した全てのファイルを結合して1つのファイルを生成する処理を行う。ステップS407の詳細処理を図5に示し、ステップS408の詳細処理を図6に示す。

10

【0079】

次に、図5を用いて、図4に示すステップS407（セパレータを用いた結合処理）の詳細処理について説明する。図5は、図4に示すステップS407（セパレータを用いた結合処理）の詳細処理の一例を示すフローチャートである。図5に示す各ステップの処理は、クライアント端末104のCPU201により実行される。

【0080】

クライアント端末104のメモリ（RAM202）に記憶されているセパレータフラグを初期値である「O F F」に設定して、図5に示す処理を開始する。また、クライアント端末104のメモリに記憶されている登録予定件数を初期値である「0（ゼロ）」に設定して、図5に示す処理を開始する。

20

【0081】

ステップS501からステップS515の処理を、ステップS405で取得した全ての読み取り結果のファイルをステップS502で全て読み込むまで、繰り返し実行する。

【0082】

まず、クライアント端末104は、ステップS405で取得した、スキヤナ105の読み取り結果のファイルのうち、未処理の先頭のファイルを読み込む（ステップS502）。ここで読み込んだファイルを処理対象のファイルとして以降の処理を行う。ステップS501以降の処理は、スキヤナ105から受信されるファイルの順番で処理対象のファイルにして処理する。

【0083】

30

そして、クライアント端末104は、ステップS502で読み込んだファイルの所定の位置から、QRコード、申込番号、を読み取る処理を行う（ステップS503）。すなわち、ステップS503では、ステップS502で読み込んだファイル（画像データ）から、該画像データの文書が共通文書のデータと、個別文書のデータとを特定するための文書であることを示すセパレータ情報をQRコードから読み取る（読み取り手段）。

【0084】

次に、クライアント端末104は、クライアント端末104のメモリに記憶されているセパレータフラグが「O N」に設定されているか否かを判定する（ステップS504）。

【0085】

すなわち、ステップS504では、セパレータフラグが「O N」に設定されているか否かを判定することにより、現在処理対象のファイルが、共通文書若しくはセパレータのファイルであるか、個別文書であるかを判定している。それゆえ、セパレータフラグが「O N」に設定されていると判定された場合は、現在処理対象のファイルが、個別文書であると判定されたことを示している。すなわち、セパレータフラグが「O N」に設定されないと判定された場合の現在処理対象のファイルを、個別文書のデータとして特定する（個別文書特定手段）。

40

【0086】

次に、クライアント端末104は、セパレータフラグが「O N」に設定されていないと判定された場合は（ステップS504：N O）、ステップS503でQRコードが読み取られたか否かを判定することにより、現在、処理対象のファイルがセパレータであるか否

50

かを判定する（ステップS510）。すなわち、ステップS510では、処理対象のファイル（画像データ）からセパレータ情報を読み取ることが出来たか否かを判定する（セパレータ判定手段）。

【0087】

また、ステップS510では、ステップS503でQRコードが読み取られたと判定され場合、さらに、ステップS503でQRコードから読み取られた情報が、セパレータ（セパレータシート）であることを示す情報であるか否かを判定すること（セパレータ判定手段による判定処理）により、現在、処理対象のファイルがセパレータであるか否かを判定する。

【0088】

クライアント端末104は、ステップS510で、現在、処理対象のファイルがセパレータであると判定された場合（YES）、クライアント端末104のメモリに記憶されているセパレータフラグを「ON」に設定し（ステップS511）、処理をステップS515に移行する。

【0089】

また、クライアント端末104は、ステップS510で、現在、処理対象のファイルがセパレータではないと判定された場合（NO）、現在処理対象のファイルが、ステップS405で取得した読み取り結果のファイルの先頭のファイルであるか否かを判定する（ステップS512）。

【0090】

そして、クライアント端末104は、ステップS512で、現在処理対象のファイルが、ステップS405で取得した読み取り結果のファイルの先頭のファイルであると判定された場合（YES）、現在処理対象のファイルを共通文書の画像ファイルとしてメモリに記憶する（ステップS513）。

【0091】

一方、クライアント端末104は、ステップS512で、現在処理対象のファイルが、ステップS405で取得した読み取り結果のファイルの先頭のファイルではないと判定された場合（NO）、メモリに既に記憶されている共通文書のファイルと、現在、処理対象のファイルを結合して1つの画像ファイルとして生成し、当該生成されたファイルを、共通文書のファイルとしてメモリに記憶する（ステップS514）。

【0092】

すなわち、ステップS513、ステップS514では、セパレータ情報を読み取ることが出来た画像データよりも前の画像データを共通文書のデータとして特定する（共通文書特定手段）。クライアント端末104は、ステップS513、ステップS514の処理を実行すると、処理をステップS515に移行する。

【0093】

クライアント端末104は、ステップS504で、セパレータフラグが「ON」に設定されていると判定された場合は（YES）、ステップS503で読み取られた申込番号をメモリに記憶する（ステップS505）。

【0094】

そして、クライアント端末104は、メモリに記憶されている登録予定件数に1を加算する（ステップS506）。なお、メモリに記憶されている登録予定件数の初期値は0である。

【0095】

そして、クライアント端末104は、メモリに共通文書が記憶されているか否かを判定する（ステップS507）。メモリに共通文書が記憶されていると判定された場合（YES）、現在処理対象のファイルを個別文書として特定して、既にメモリに記憶されている共通文書と、当該現在処理対象のファイル（個別文書）とを結合して、1つの保険申し込み案件のファイルとして生成し（生成手段）、メモリに記憶し（ステップS508）、処理をステップS515に移行する。ステップS508では、当該生成された1つの案件の

10

20

30

40

50

ファイルと、ステップ S 5 0 5 でメモリに記憶された申込番号と、を紐付けて（関連付けて）、メモリに記憶する。

【 0 0 9 6 】

このように生成手段では、共通文書のデータと個別文書のデータとを含む 1 つのファイルを生成する。ここでは、複数の個別文書のデータ毎に、それぞれ該ファイルを生成する。

【 0 0 9 7 】

一方、メモリに共通文書が記憶されていないと判定された場合（ N O ）、現在処理対象のファイルを個別文書のファイルとしてメモリに記憶し（ステップ S 5 0 9 ）、処理をステップ S 5 1 5 に移行する。ステップ S 5 0 9 では、個別文書のファイルと、ステップ S 5 0 5 で記憶された申込番号とを紐付けて（関連付けて）、メモリに記憶する。
10

【 0 0 9 8 】

ステップ S 5 1 5 では、ステップ S 4 0 5 で取得した全ての読み取り結果のファイルをステップ S 5 0 2 で全て読み込んだか否かを判定して、読み込んでいないと判定された場合は、ステップ S 5 0 2 に処理を戻して、次の読み取り結果のファイルを読み込む。

【 0 0 9 9 】

クライアント端末 1 0 4 は、ステップ S 5 1 5 で、ステップ S 4 0 5 で取得した全ての読み取り結果のファイルをステップ S 5 0 2 で全て読み込んだと判定された場合は、処理をステップ S 5 1 6 に移行する。

【 0 1 0 0 】

ステップ S 5 1 6 では、メモリに記憶されているセパレータフラグが「 O N 」に設定されているか否かを判定する。そして、クライアント端末 1 0 4 は、セパレータフラグが「 O N 」に設定されていると判定された場合は（ステップ S 5 1 6 : Y E S ）、セパレータのファイルを認識できたことを示す情報をメモリに記憶して（ステップ S 5 1 7 ）、処理をステップ S 4 0 8 に移行する。
20

【 0 1 0 1 】

また、クライアント端末 1 0 4 は、セパレータフラグが「 O N 」に設定されていないと判定された場合は（ステップ S 5 1 6 : N O ）、セパレータのファイルを認識できなかつたことを示す情報をメモリに記憶して（ステップ S 5 1 8 ）、処理をステップ S 4 0 8 に移行する。以上の処理を行うことにより、個別文書ごとに、該個別文書と共に共通文書とが結合されたファイルをそれぞれ生成することが可能となる。
30

【 0 1 0 2 】

次に、図 6 を用いて、図 4 に示すステップ S 4 0 7 （通常の結合処理）の詳細処理について説明する。図 6 は、図 4 に示すステップ S 4 0 7 （通常の結合処理）の詳細処理の一例を示すフローチャートである。図 6 に示す各ステップの処理は、クライアント端末 1 0 4 の C P U 2 0 1 により実行される。

【 0 1 0 3 】

クライアント端末 1 0 4 のメモリに記憶されている登録予定件数を初期値である「 0 （ゼロ）」に設定して、図 6 に示す処理を開始する。

【 0 1 0 4 】

ステップ S 6 0 1 からステップ S 6 1 0 の処理を、ステップ S 4 0 5 で取得した全ての読み取り結果のファイルをステップ S 6 0 2 で全て読み込むまで、繰り返し実行する。尚、ステップ S 6 0 1 以降の処理は、スキャナ 1 0 5 から受信されるファイルの順番で処理対象のファイルにして処理する。
40

【 0 1 0 5 】

まず、クライアント端末 1 0 4 は、ステップ S 4 0 5 で取得した、スキャナ 1 0 5 の読み取り結果のファイルのうち、未処理の先頭のファイルを読み込む（ステップ S 6 0 2 ）。ここで読み込んだファイルを処理対象のファイルとして以降の処理を行う。そして、クライアント端末 1 0 4 は、ステップ S 6 0 2 で読み込んだファイルの所定の位置から、申込番号を読み取る処理を行う（ステップ S 6 0 3 ）。
50

【0106】

次に、クライアント端末104は、ステップS603で申込番号を読み取ることが出来たか否かを判定する（ステップS604）。すなわち、ステップS604では、申込番号を読み取ることが出来たか否かを判定することにより、現在、処理対象のファイルが共通文書であるか、個別文書であるかを判定している。

【0107】

ステップS604で、申込番号を読み取ることが出来なかつたと判定された場合は（NO）、ステップS604で読み込んだ現在処理対象のファイルが先頭のファイルであるか否かを判定する（ステップS606）。

【0108】

そして、ステップS606で、現在処理対象のファイルが先頭のファイルであると判定された場合は（YES）、処理をステップS607に移行し、一方、現在処理対象のファイルが先頭のファイルではないと判定された場合は（NO）、処理をステップS609に移行する。

【0109】

ステップS604において、申込番号を読み取ることが出来たと判定された場合は（YES）、ステップS603で読み取られた申込番号をメモリに記憶する（ステップS605）。

【0110】

そして、ステップS605において、クライアント端末104は、メモリに記憶されている登録予定件数に1を加算する。なお、メモリに記憶されている登録予定件数の初期値は0である。

【0111】

次に、クライアント端末104は、現在、処理対象のファイルを先頭のファイルとしてメモリに登録する（ステップS608）。すなわち、ステップS608では、ステップS604で、申込番号を読み取ることが出来たと判定された場合、ステップS603で読み取られた申込番号と、現在処理対象のファイルとを紐付けて（関連付けて）メモリに登録する。

【0112】

ステップS609では、現在、処理対象のファイルと、既に、メモリに先頭のファイルとして登録されているファイルとを結合して、1つのファイルを生成する。そして、当該生成されたファイルを先頭のファイルとして、メモリに記憶する。ステップS609の処理を実行すると、処理をステップS610に移行する。

【0113】

ステップS604において、申込番号の読み取りができたと判定され、現在処理対象のファイルが個別文書であると判定された場合は（YES）、処理をステップS605に移行している。この場合、ステップS608では、既にメモリに先頭のファイルとして記憶されているファイルと、現在処理対象のファイルとを結合して、1つのファイルを生成し、メモリに先頭のファイルのとして記憶（登録）する。

【0114】

ステップS610では、ステップS405で取得した全ての読み取り結果のファイルをステップS602で全て読み込んだか否かを判定して、読み込んでいないと判定された場合は、ステップS602に処理を戻して、次の読み取り結果のファイルを読み込む。

【0115】

クライアント端末104は、ステップS610で、ステップS405で取得した全ての読み取り結果のファイルをステップS602で全て読み込んだと判定された場合は、処理をステップS408に移行する。

【0116】

図4の説明に戻る。クライアント端末104は、ステップS407、又はステップS408でファイルの結合処理を実行すると、図15に示すスキャン取込結果画面を表示する

10

20

30

40

50

(ステップ409)。

【0117】

図15は、スキャン取込結果画面の一例を示す図である。スキャン取込結果画面は、セット件数の表示欄1501、及びスキャン件数の表示欄1502が表示されている。図15に示しているセット件数の表示欄1501には、図14のスキャン取込指示受付画面の1401に、ユーザにより入力されたセット件数を表示している。

【0118】

また、図15に示しているスキャン件数の表示欄1502には、図5のステップS506、又はステップS607で加算され記憶された登録予定件数が表示されている。すなわち、スキャン件数とは、登録予定件数のことを示している。登録予定件数とは、登録しなければならない保険の申込の件数である。すなわち、個別文書の枚数と同一の値となる。

10

【0119】

そして、クライアント端末104は、ステップS410において、メモリに、セパレータのファイルを認識できることを示す情報が記憶されているか否かを判定する。すなわち、ステップS516でセパレータフラグが「ON」に設定されていると判定されたか否かを判定することにより、セパレータの認識に失敗したか否かを判定する(ステップS410)。

【0120】

ステップS410で、セパレータフラグが「ON」に設定されておらず、セパレータの認識に失敗したと判定された場合は(YES)、図16に示すエラーメッセージを表示する(ステップS413)。

20

【0121】

一方、ステップS410で、セパレータフラグが「ON」に設定されており、セパレータの認識に成功したと判定された場合は(NO)、処理をステップS411に移行して、1501のセット件数と、1502のスキャン件数(登録予定件数)とが一致するか否かを判定する(ステップS411)。すなわち、ステップS411では、入力を受け付けた個別文書のデータ数と、特定される個別文書のデータの数とが異なるかを判定する(データ数判定手段)。

【0122】

そして、1501のセット件数と、スキャン件数(登録予定件数)1502とが一致しないと判定された場合は(NO)、その旨のメッセージを含む図16に示すエラーメッセージ画面を表示する(ステップS413)(表示手段)。

30

【0123】

図16は、ステップS413で表示されるエラーメッセージ画面の一例である。図16に示す1601は、OKボタンであり、ユーザによりOKボタン1601が押下されると、エラーメッセージ画面を消して、処理を終了する。このエラーメッセージを表示することにより、ユーザが確認した案件の件数(1501のセット件数)と、ステップS407、又はステップS408でクライアント端末104がカウントした案件の件数(スキャン件数(登録予定件数)1502)とが異なっていることを、ユーザに把握させること可能となる。

40

【0124】

次に、クライアント端末104は、ステップS411において、1501のセット件数と、スキャン件数(登録予定件数)1502とが一致すると判定された場合は(YES)、ステップS407、又はステップS408で生成されメモリに記憶された複数のファイルを登録する処理(登録手段)を実行して(ステップS412)、処理を終了する。ステップS412の詳細処理を図7に示す。

【0125】

次に、図7を用いて、図4に示すステップS412(イメージ登録処理)の詳細処理について説明する。図7は、図4に示すステップS412(イメージ登録処理)の詳細処理の一例を示すフローチャートである。図7に示す各ステップの処理は、クライアント端末

50

104のCPU201により実行される。

【0126】

まず、クライアント端末104は、ファイリングサーバ102に、属性情報テーブル(図12)の取得要求を送信する。当該取得要求を受信したファイリングサーバ102は、クライアント端末104に、ファイリングサーバ102のメモリ(RAM202)に記憶されている属性情報テーブルを送信する。そして、クライアント端末104は、ファイリングサーバ102から、属性情報テーブルを取得する。

【0127】

そして、クライアント端末104は、ステップS509、ステップS508、ステップS608でメモリに記憶されたファイルに紐付け(関連付け)られて記憶された申込番号を全て取得する。クライアント端末104は、ここで取得した全ての申込番号について、ステップS702の処理を実行するまで、未処理の申込番号ごとに繰り返しステップS701からステップS705の処理を実行する。

10

【0128】

クライアント端末104は、メモリから取得した現在処理対象の申込番号が、ファイリングサーバ102から取得した属性情報テーブルに含まれているか否かを判定する(ステップS702)。

【0129】

そして、クライアント端末104は、現在処理対象の申込番号が、属性情報テーブルに含まれていると判定された場合は(YES)、現在処理対象の申込番号のファイルの登録要求をファイリングサーバ102に送信する(ステップS703)。ここで送信される登録要求には、現在処理対象の申込番号と、該申込番号に紐付け(関連付け)られてメモリに記憶されたファイルと、現在処理対象の申込番号に紐付け(関連付け)られて属性情報テーブルに記憶されている証券番号(属性情報)と、が含まれている。

20

【0130】

そして、ファイリングサーバ102は、クライアント端末104から当該登録要求を受信すると、証券番号と、申込番号と、ファイルとを関連付けて(紐付けて)、ファイリングサーバ102の登録文書テーブル(図13)に記憶する。図13は、登録文書テーブルの一例を示す図である。

【0131】

30

クライアント端末104は、ステップS702で、現在処理対象の申込番号が、属性情報テーブルに含まれていないと判定された場合は(NO)、現在処理対象の申込番号と、現在処理対象の申込番号に紐付け(関連付け)られて属性情報テーブルに記憶されている証券番号(属性情報)と、該申込番号に紐付け(関連付け)られてメモリに記憶されたファイルと、を含む登録保留のデータを、ファイリングサーバ102のメモリの登録保留フォルダに送信する(ステップS704)。

【0132】

そして、ファイリングサーバ102は、クライアント端末104から該データを受信すると、該データに含まれる、証券番号と、申込番号と、ファイルとを関連付けて(紐付けて)、ファイリングサーバ102の登録保留フォルダに記憶する。クライアント端末104は、ステップS703、ステップS704の処理を実行すると、処理をステップS705に移行する。

40

【0133】

ステップS705では、処理対象の全ての申込番号のうち、ステップS702の処理を実行していない申込番号があるか否かを判定して、ステップS702の処理を実行していない未処理の申込番号があると判定された場合は、その申込番号を処理対象としてステップS702の処理を実行する。また、ステップS702の処理を実行していない未処理の申込番号がないと判定された場合は、処理を終了する。

【0134】

次に、図8を用いて、登録保留されたファイルの登録・削除処理について説明する。図

50

8は、登録保留されたファイルの登録・削除処理の一例を示すフローチャートである。図8に示す各ステップの処理は、クライアント端末104のCPU201により実行される。

【0135】

クライアント端末104は、ユーザの操作により、登録保留されたファイルのデータ一覧の取得要求を受け付けると、ファイリングサーバ102に、登録保留されたファイルのデータ一覧の取得要求を送信する（ステップS801）。

【0136】

ファイリングサーバ102は、クライアント端末104から、当該取得要求を受け付けると、登録保留フォルダを参照して、「登録保留」として登録されたファイルを全て特定する。そして、ファイリングサーバ102は、特定された全てのファイルに関連付けられた証券番号と申込番号とをクライアント端末104に送信する。
10

【0137】

クライアント端末104は、ファイリングサーバ102から、登録保留のデータの一覧のデータとして、当該特定された全てのファイルに関連付けられた証券番号と申込番号とを受信すると（ステップS802）、当該受信した全ての証券番号と申込番号とを登録保留のデータ一覧画面（図17）に表示する（ステップS803）。図17は、登録保留のデータ一覧画面の一例を示す図である。

【0138】

そして、クライアント端末104は、登録保留のデータ一覧画面に表示されたリストの中から、ユーザの操作により、ユーザが確認したい文書（レコード）の選択を受け付けると（ステップS804）、選択された登録保留のデータの取得要求をファイリングサーバ102に送信する（ステップS805）。

【0139】

そして、ファイリングサーバ102は、クライアント端末104から、登録保留のデータの取得要求を受信すると、当該ユーザにより選択された文書のファイル、証券番号、申込番号を含むデータをクライアント端末104に送信する。

【0140】

クライアント端末104は、ファイリングサーバ102から、該データを受信すると（ステップS806）、該データに含まれているファイルと、申込番号と、証券番号とを、登録・削除画面（図18）に表示する（ステップS807）。

【0141】

図18は、登録・削除画面の一例を示す図である。図中、1801は、申込番号を表示する表示欄であり、ユーザの操作によって、入力・編集することが可能な表示欄である。

また、1802は、証券番号を表示する表示欄であり、ユーザの操作によって、入力・編集することが可能な表示欄である。1803は削除ボタンであり、1804は登録ボタンである。

【0142】

次に、クライアント端末104は、登録・削除画面（図18）の削除ボタン1803をユーザに押下されたか否かを判定し（ステップS808）、削除ボタン1803が押下されたと判定された場合には（YES）、現在、登録・削除画面（図18）に表示されているファイルに係る情報の削除要求を、ファイリングサーバ102に送信する（ステップS811）。

【0143】

ファイリングサーバ102は、クライアント端末104から、ユーザにより選択されたファイルに係る情報の削除要求を受け付けると、登録保留フォルダに記憶されている、該当ファイル、証券番号、申込番号を削除する。

【0144】

また、削除ボタン1803が押下されずに、ユーザにより1801に申込番号が入力され、登録ボタン1804が押下されたか否かを判定し、ユーザにより1801に申込番号
50

が入力され、登録ボタン 1804 が押下されたと判定された場合、さらに、入力された申込番号が、ファイリングサーバ 102 の属性情報テーブルに登録されているか否かを確認するために、ファイリングサーバ 102 に属性情報テーブルの取得要求を送信して、ファイリングサーバ 102 から、属性情報テーブルを取得し、入力された申込番号が、当該取得した属性情報テーブルに含まれているか否かを判定する。

【0145】

そして、入力された申込番号が、属性情報テーブルに含まれていると判定された場合は（ステップ S809：YES）、クライアント端末 104 は、現在、登録・削除画面（図 18）に表示している処理対象の申込番号のファイルの登録要求をファイリングサーバ 102 に送信する（ステップ S810）。ここで送信される登録要求には、該ファイルの申込番号（入力された申込番号）と、該ファイルと、該ファイルの証券番号とを含んでいる。
10

【0146】

そして、ファイリングサーバ 102 は、クライアント端末 104 から当該登録要求を受信すると、証券番号と、申込番号と、ファイルとを関連付けて（紐付けて）、ファイリングサーバ 102 の登録文書テーブル（図 13）に記憶する。

【0147】

クライアント端末 104 は、ステップ S809 で、入力された申込番号が、属性情報テーブルに含まれていないと判定された場合は（ステップ S809：NO）、図 19 に示すエラーメッセージの画面を表示する（ステップ S812）。
20

【0148】

図 19 は、ステップ S812 で表示されるエラーメッセージ画面の一例を示す図である。図 19 には、入力された申込番号が属性情報テーブルに登録されていないため、登録文書テーブルに登録することが出来ない旨のメッセージを表示している。そして、ユーザは、図 19 の画面を確認して、OK ボタン 1901 を押下すると、クライアント端末 104 は、図 19 の画面を消して、処理をステップ S813 に戻す。

【0149】

ステップ S811、ステップ S810 の処理を実行すると、クライアント端末 104 は、処理をステップ S813 に移行する。

【0150】

クライアント端末 104 は、ユーザの操作により終了指示を受け付けたか否かを判定して（ステップ S813）、終了指示を受け付けた場合は、処理を終了し、終了指示を受け付けていない場合は、処理をステップ S803 に移行する。
30

【0151】

次に、図 9 を用いて、ファイリングサーバ 102 の登録文書テーブル（図 13）に登録されているファイルの検索、閲覧処理について説明する。図 9 は、ファイリングサーバ 102 の登録文書テーブル（図 13）に登録されているファイルの検索、閲覧処理の一例を示すフローチャートである。図 9 に示す各ステップの処理は、クライアント端末 106 の CPU201 により実行される。

【0152】

クライアント端末 106 は、ユーザにより検索画面の表示指示を受け付けると、図 20 に示す検索条件入力画面を表示する（ステップ S901）。

【0153】

図 20 は、検索条件入力画面の一例を示す図である。2001 は、申込番号を入力する入力欄である。また、2002 は、証券番号を入力する入力欄である。また、2003 は、検索ボタンである。

【0154】

クライアント端末 106 は、ユーザにより、検索条件入力画面（図 20）を介して、申込番号（検索条件）、及び / 又は、証券番号（検索条件）の入力を受け付け、検索ボタン 2003 が押下されると（ステップ S902）、ファイリングサーバ 102 に、入力され
40
50

た検索条件を送信する（ステップS903）。

【0155】

そして、ファイリングサーバ102は、当該検索条件を受信すると、当該検索条件に従って、メモリに記憶されている登録文書テーブルを検索して、該当するレコードを特定する。そして、ファイリングサーバ102は、特定されたレコードの全ての情報をクライアント端末106に送信する。

【0156】

クライアント端末106は、ファイリングサーバ102から、当該特定されたレコードの全ての情報を検索結果として受信すると（ステップS904）、受信した情報を検索結果表示画面（図21）に表示する。

10

【0157】

図21は、検索結果表示画面の一例を示す図である。2101は、ファイルを表示する領域であり、2102は、検索条件となる申込番号や証券番号を表示する領域である。2103は、前のページに遷移するボタンであり、2104は、次のページに遷移するボタンである。2105は、戻るボタンである。

【0158】

以上、本発明の第1の実施の形態に係る発明によれば、ユーザによる共通文書のデータと個別文書のデータを1つのファイルとして登録する煩雑な作業を軽減する共に、個別文書のデータを特定する作業を効率化させることができる。

20

【0159】

[第2の実施の形態]

以下、本発明の第2の実施の形態について説明する。第1の実施の形態では、共通文書と複数の個別文書とをスキャナで読み込んだ後に、共通文書と、個々の個別文書からなる複数のファイルを作成し、検索データとして登録する例について説明した。この例では、同一の共通文書が複数登録されることにより、データの記憶量が増大してしまう。そこで、第2の実施の形態では、個別文書を検索データとして登録する際に、共通文書と関連付けて登録し、閲覧（確認）する際に、閲覧（確認）したい個別文書とその個別文書に関連付いた共通文書とを合わせて表示可能にする例について説明する。尚、第2の実施の形態の説明では、第1の実施の形態と異なる処理についてのみ説明することにする。

【0160】

30

まず、図23を参照して、第2の実施の形態におけるセパレータを用いた結合処理について説明する。この処理は、既に説明した図4のステップS407に相当する処理である。図23に示す各ステップの処理は、クライアント装置104のCPU201により実行される。

【0161】

クライアント端末104のメモリ（RAM202）に記憶されているセパレータフラグを「OFF」にして、図23に示す処理を開始する。また、クライアント端末のメモリに記憶されている登録予定件数を初期値である「0（ゼロ）」に設定して、図23に示す処理を開始する。

【0162】

40

クライアント端末104は、ステップS2301からステップS2314の処理を、図4のステップS405で取得した全ての読み取り結果のファイルをステップS2302で読み込むまで、繰り返し実行する。

【0163】

まず、クライアント端末104は、ステップS405で取得した、スキャナ105の読み取り結果のファイルのうち、未処理の先頭のファイルを読み込む（ステップS2302）。ここで読み込んだファイルを処理対象のファイルとして以降の処理を行う。ステップS2301以降の処理は、スキャナ105から送信されるファイルを受信した順番で、それぞれのファイルに行うことになる。

【0164】

50

そして、クライアント端末104は、ステップS2302で読み込んだファイルの所定の位置から、QRコード、申込番号、を読み取る処理を行う（ステップS2303）。すなわち、ステップS2303では、ステップS2302で読み込んだファイル（画像データ）から、該画像データの文書が共通文書のデータと、個別文書のデータを特定するための文書であることを示すセパレータ情報をQRコードから読み取る（読み取手段）。

【0165】

次に、クライアント端末104は、クライアント端末104のメモリに記憶されているセパレータフラグが「ON」に設定されているか否かを判定する（ステップS2304）。

【0166】

すなわち、ステップS2304では、セパレータフラグが「ON」に設定されているか否かを判定することにより、現在処理対象のファイルが、共通文書若しくはセパレータのファイルであるか、個別文書であるかを判定している。それゆえ、セパレータフラグが「ON」に設定されていると判定された場合は、現在処理対象のファイルが、個別文書であると判定されたことを示している。

【0167】

すなわち、セパレータフラグが「ON」に設定されていると判定された場合の現在処理対象のファイルを、個別文書のデータとして特定する（個別文書特定手段）。

【0168】

次に、クライアント端末104は、セパレータフラグが「ON」に設定されていないと判定された場合は（ステップS2304：NO）、ステップS2303でQRコードが読み取られたか否かを判定することにより、現在、処理対象のファイルがセパレータであるか否かを判定する（ステップS2309）。すなわち、ステップS2309では、処理対象のファイル（画像データ）からセパレータ情報を読み取ることが出来たか否かを判定する（セパレータ判定手段）。

【0169】

また、ステップS2309では、ステップS2303でQRコードが読み取られたと判定された場合、さらにステップS2303でQRコードから読み取られた情報が、セパレータ（セパレータシート）であることを示す情報であるか否かを判定すること（セパレータ判定手段による判定処理）により、現在、処理対象のファイルがセパレータであるか否かを判定する。

【0170】

クライアント端末104は、ステップS2309で、現在、処理対象のファイルがセパレータであると判定された場合（YES）、クライアント端末104のメモリに記憶されているセパレータフラグを「ON」に設定し（ステップS2310）、処理をステップS2314に移行する。

【0171】

また、クライアント端末104は、ステップS2309で、現在、処理対象のファイルがセパレータではないと判定された場合（NO）、現在処理対象のファイルが、ステップS405で取得した読み取り結果ファイルの先頭のファイルであるか否かを判定する（ステップS2311）。

【0172】

そして、クライアント端末104は、ステップS2311で、現在処理対象のファイルが、ステップS405で取得した読み取り結果ファイルの先頭のファイルであると判定された場合（YES）、現在処理対象のファイルを共通文書の画像ファイルとしてメモリに記憶する（ステップS2312）。

【0173】

一方、クライアント端末104は、ステップS2311で、現在処理対象のファイルが、ステップS405で取得した読み取り結果のファイルの先頭のファイルではないと判定された場合（NO）、メモリにすでに記憶されている共通文書のファイルと、現在、処理対象

10

20

30

40

50

のファイルを結合して1つのファイルとして生成し、当該生成されたファイルを、共通文書のファイルとしてメモリに記憶する（ステップS2313）。

【0174】

すなわち、ステップS2312、ステップS2313では、セパレータ情報を読み取ることが出来た画像データよりも前の画像データを共通文書のデータとして特定する（共通文書特定手段）。クライアント端末104は、ステップS2312、ステップS2313の処理を実行すると、処理をステップS2314に移行する。

【0175】

クライアント端末104は、ステップS2304で、セパレータフラグが「ON」に設定されていると判定された場合は（YES）、ステップS2303で読み取られた申込番号と処理対象の個別ファイルを紐付けて（関連付けて）、メモリに記憶する（ステップS2305）。

10

【0176】

そして、クライアント端末104は、メモリに記憶されている登録予定件数に1を加算する（ステップS2306）。なお、メモリに記憶されている登録予定件数の初期値は0である。

【0177】

そして、クライアント端末104は、メモリに共通文書が記憶されているか否かを判定する（ステップS2307）。メモリに共通文書が記憶されていると判定された場合（YES）、現在処理対象の個別文書のファイルと、既にメモリに記憶されている共通文書のファイルとを関連付けるための関連付け情報を生成し（生成手段）、メモリに記憶する（ステップS2308）。この関連付け情報は、共通文書のファイル名と、個別文書のファイル名とを関連付けるための情報である。その後、処理をステップS2314に移行する。

20

【0178】

このように、第2の実施の形態における生成手段は、共通文書のデータと個別文書データとを含む1つのファイルを生成するのではなく、それらを関連付ける関連付け情報を生成する。ここでは、複数の個別文書のファイルそれぞれについて、共通文書のファイルとの関連付けのための関連付け情報を生成する。

【0179】

30

一方、メモリに共通文書が記憶されていないと判定された場合（NO）、ステップS2308の処理を行うことなく、処理をステップS2314に移行する。

【0180】

ステップS2314では、ステップS405で取得した全ての読み取り結果のファイルをステップS2303で全て読み込んだか否かを判定して、読み込んでいないと判定された場合は、ステップS2302に処理を戻して、次の読み取り結果のファイルを読み込む。

【0181】

クライアント端末104は、ステップS2314で、ステップS405で取得した全ての読み取り結果のファイルをステップS2302で判定された場合には、処理をステップS2315に移行する。

40

【0182】

ステップS2315では、メモリに記憶されているセパレータフラグが「ON」に設定されているか否かを判定する。そして、クライアント端末104は、セパレータフラグが「ON」に設定されていると判定された場合は（ステップS2315：YES）、セパレータのファイルを認識できたことを示す情報をメモリに記憶して（ステップS2316）、処理を図4のステップS408に移行する。

【0183】

また、クライアント端末104は、セパレータフラグが「ON」に設定されていないと判定された場合は（ステップS2315：NO）、セパレータのファイルを認識できなかつたことを示す情報をメモリに記憶して（ステップS2317）、処理を図4のステップ

50

S 4 0 8 に移行する。以上の処理を行うことにより、個別文書と共に文書とを関連付けた関連付け情報を生成することが可能となる。

【 0 1 8 4 】

次に、図 2 4 を用いて、第 2 の実施の形態における図 4 に示すステップ S 4 1 2 (イメージ登録処理) の詳細処理について説明する。図 2 4 は第 2 の実施の形態における図 4 のステップ S 4 1 2 (イメージ登録処理) の詳細処理の一例を示すフローチャートである。図 2 4 に示す各ステップの処理は、クライアント端末 1 0 4 の C P U 2 0 1 により実行される。

【 0 1 8 5 】

まず、クライアント端末 1 0 4 は、ファイリングサーバ 1 0 2 に、属性情報テーブル (図 1 2) の取得要求を送信する。当該取得要求を受信したファイリングサーバ 1 0 2 は、クライアント端末に、ファイリングサーバ 1 0 2 のメモリ (R A M 2 0 2) に記憶されている属性情報テーブルを送信する。そして、クライアント端末 1 0 4 は、ファイリングサーバ 1 0 2 から、属性情報テーブルを取得する。

【 0 1 8 6 】

そして、クライアント端末 1 0 4 は、図 2 3 のステップ S 2 3 0 6 、ステップ S 2 3 0 7 でメモリに記憶された共通文書のファイル、ステップ S 2 3 0 5 、また図 6 のステップ S 6 0 8 でメモリに記憶された個別文書のファイルとその申込番号、さらに、ステップ S 2 3 0 8 で生成し、メモリに記憶された関連付け情報を取得する。

【 0 1 8 7 】

クライアント端末 1 0 4 は、個々で取得した全ての共通文書、個別文書に対してステップ S 2 4 0 2 の処理を実行するまで、未処理の共通文書、個別文書に対して繰返しステップ S 2 4 0 1 からステップ 2 4 0 8 の処理を実行する。

【 0 1 8 8 】

クライアント端末 1 0 4 は、取得した共通文書または個別文書のうち、未処理の文書データを取得する (ステップ S 2 4 0 2) 。そして、取得した文書データが共通文書であるか否かを判定する (ステップ S 2 4 0 3) 。

【 0 1 8 9 】

そして、クライアント端末 1 0 4 は、現在処理対象の文書データが、共通文書であると判定した場合は (Y E S) 、共通文書を検索データとして登録させるべく、ファイリングサーバ 1 0 2 に対して、共通文書の登録要求を送信する (ステップ S 2 4 0 4) 、ここで送信される登録要求には、共通文書ファイル及びそのファイル名が含まれている。

【 0 1 9 0 】

そして、ファイリングサーバ 1 0 2 は、クライアント端末 1 0 4 から当該要求を受け付けると、これら情報をファイリングサーバ 1 0 2 の登録文書テーブル (図 2 8) に記憶する。尚、第 2 の実施の形態における登録文書テーブルのデータ構成の詳細については、図 2 8 を参照して後述する。

【 0 1 9 1 】

一方、ステップ S 2 4 0 3 で、現在処理対象の文書データが、共通文書ではない (つまり、個別文書である) と判定された場合は (N O) 、処理をステップ S 2 4 0 5 に進め、現在処理対象の個別文書の申込番号が、ファイリングサーバ 1 0 2 から取得した属性情報テーブルに含まれているか否かを判定する。

【 0 1 9 2 】

そして、クライアント端末 1 0 4 は、現在処理対象の個別文書の申込番号が、属性テーブルに含まれていると判定された場合は (ステップ S 2 4 0 5 : Y E S) 、現在処理対象の個別文書を検索対象データとして登録する登録要求をファイリングサーバ 1 0 2 に対して送信する (ステップ S 2 4 0 6) 。ここで送信される登録要求には、現在処理対象の個別文書の画像ファイル、該画像ファイルに紐付け (関連付け) られている申込番号、また申込番号に紐付け (関連付け) られて属性情報テーブルに記憶されている証券番号 (属性情報) と、が含まれている。また、当該個別文書と共に文書の関連付け情報をメモリに記

10

20

30

40

50

憶されている場合には、当該個別文書に関連付けられている共通文書のファイル名もこの登録要求に含まれることになる。

【0193】

そして、ファイリングサーバ102は、クライアント端末104から当該登録要求を受信すると、これら情報を図28に示す登録文書テーブルに登録する。

【0194】

クライアント端末104は、ステップS2405で、現在処理対象の個別文書に関連付けられた申込番号が属性情報テーブルに含まれていないと判定された場合は(NO)、現在処理対象の個別文書を登録保留のデータとして登録する登録要求をファイリングサーバ102に対して送信する(ステップS2407)。ここで送信される登録要求には、現在処理対象の個別文書の画像ファイル、該画像ファイルに紐付け(関連付け)られている申込番号、また申込番号に紐付け(関連付け)られて属性情報テーブルに記憶されている証券番号(属性情報)と、が含まれている。また、当該個別文書と共に文書の関連付け情報がメモリに記憶されている場合には、当該個別文書に関連付けられている共通文書のファイル名もこの登録要求に含まれることになる。10

【0195】

そして、ファイリングサーバ102は、クライアント端末104から当該登録要求を受信すると、これら情報を図28に示す登録文書テーブルに登録する。

【0196】

ステップS2408では、処理対象のすべての文書データに対してステップS2402以降の処理を実行したか否かを判定して、ステップS2402以降の処理を実行していない未処理の文書データがあると判定された場合は、未処理の文書データに対して上記処理を実行するために、処理をステップS2402に移行する。また、全ての文書データに対してステップS2402以降の処理を実行したと判定された場合は、処理を終了する。20

【0197】

ここで、図28を用いて、第2の実施の形態における登録文書テーブルのデータ構成の一例について説明する。図28に示すように、登録文書テーブルは、証券番号、申込番号、ファイル、共通文書ファイル、登録保留フラグ等のデータ項目を備えて構成されている。

【0198】

共通文書データと関連付けられている個別文書データの共通文書ファイルには、関連付けられている共通文書のファイル名が登録される。そして、個別文書を閲覧(確認)する際には、ファイリングサーバ102は、個別文書だけではなく、当該個別文書に関連付けられている共通文書も用いて閲覧時に表示する表示データを作成することになる。30

【0199】

クライアント端末104から、登録保留のデータとしての登録要求がなされた個別文書の登録保留フラグには、登録が保留されていることを示す情報(図中では「 」)が設定されることになる。

【0200】

尚、証券番号、申込番号、ファイルについては、図13に示す第1の実施の形態における登録文書テーブルと同様であるので、ここでの説明は割愛する。以上が、本発明の第2の実施の形態における登録文書テーブルのデータ構成の一例の説明である。40

【0201】

次に、図25を参照して、第2の実施の形態における、登録保留されたファイルの登録・削除処理について説明する。図25は、登録保留されたファイル(個別文書)の登録・削除処理の一例を示すフローチャートである。図25に示すステップの処理は、クライアント端末104のCPU201、またはファイリングサーバ102のCPU201により実行される。尚、この処理は図8を用いて既に説明した、登録保留されたファイルの登録・削除処理に相当する処理である。

【0202】

クライアント端末104は、ユーザの操作により、登録保留されたデータ（個別文書）のデータ一覧の取得要求を受け付けると、ファイリングサーバ102に、登録保留されたデータのデータ一覧の取得要求を送信する（ステップS2501）。

【0203】

ファイリングサーバ102は、クライアント端末104からの登録保留のデータ一覧の取得要求を受信すると（ステップS2502）、登録文書テーブルを参照し、登録保留フラグに「」が設定されている登録保留のデータ（個別文書）を取得する。そして取得したデータを用いてデータ一覧を作成し、取得要求を行ったクライアント端末104に対して送信する（ステップS2503）。ここでは、登録保留のデータの証券番号と申込番号を少なくとも含む一覧データをクライアント端末104に対して送信する。

10

【0204】

クライアント端末104は、ファイリングサーバ102から、登録保留のデータの一覧のデータとして、当該特定された全てのファイルに関連付けられた証券番号と申込番号とを受信すると（ステップS2504）、当該受信した全ての証券番号と申込番号とを登録保留のデータ一覧画面（図17）に表示する（ステップS2505）。

【0205】

そして、クライアント端末104は、登録保留のデータ一覧画面に表示されたリストの中から、ユーザの操作により、ユーザが確認したい登録保留のデータの選択を受け付けると（ステップS2506）、選択された登録保留のデータの取得要求をファイリングサーバ102に送信する（ステップS2507）。

20

【0206】

そして、ファイリングサーバ102は、クライアント端末104から、登録保留のデータの取得要求を受信すると（ステップS2508）、当該指定された登録保留のデータ（個別文書）を取得する（ステップS2509）。その後、当該登録保留のデータに関連付けられている共通文書データがあるかを、登録文書テーブルを用いて判定する（ステップS2510）。具体的には、当該登録保留のデータを記憶管理する登録文書テーブル中のレコードの共通文書ファイルに共通文書のファイル名が登録されているか否かにより、ファイリングサーバ102はこの判定を行う。

【0207】

選択された登録保留データに関連する共通文書があると判定された場合は（ステップS2510：YES）、ファイリングサーバ102は、登録保留データに関連付けられた共通文書データを取得し（ステップS2512）、取得した登録保留データと共に文書データを用いて表示用データを作成する（ステップS2513）。

30

【0208】

一方、選択された登録保留データに関連する共通文書がないと判定された場合は（ステップS2510：NO）、ファイリングサーバ102は、ステップS2509で取得した登録保留されている個別文書データを用いて、表示用データを作成する（ステップS2511）。

【0209】

そして、ファイリングサーバ102は、ステップS2511、または、ステップS2513で作成した表示用データをクライアント端末104に対して送信する（ステップS2514）。

40

【0210】

クライアント端末104は、ファイリングサーバ102から、選択された登録保留データの表示用データを受信すると（ステップS2515）、当該登録保留データの申込番号、証券番号と表示用データ（画像データ）を登録・削除画面（図18）に表示する（ステップS2516）。

【0211】

登録・削除画面を表示後、登録・削除画面に設定されている削除ボタン1803が押されたか否かを判定し（ステップS2517）、削除ボタン1803が押されたと判定され

50

た場合は(YES)、現在、登録・削除画面(図18)に表示されている登録保留データに係る情報の削除要求をファイリングサーバ102に送信する(ステップS2518)。

【0212】

ファイリングサーバ102は、クライアント端末104から登録保留のデータ(個別文書)の削除指示を受け付けると(ステップS2519)、選択された登録保留のデータの削除処理を行う(ステップS2520)。この処理の詳細については、図26を参照して後述する。そして、ステップS2520の登録保留データの削除処理が終了後、処理をステップS2525に移す。

【0213】

クライアント端末104は、ステップS2517の判定処理で、削除ボタン1803が押されていないと判定された場合は(NO)、登録・削除画面に設定されている登録ボタン1803が押されたか否かを判定する(ステップS2521)。この判定処理で登録ボタンが押されたと判定された場合は(YES)、現在、登録・削除画面(図18)に表示されている登録保留データに係る登録要求をファイリングサーバ102に送信する(ステップS2522)。

10

【0214】

ファイリングサーバ102は、クライアント端末104から登録保留のデータの登録要求を受信すると(ステップS2523)、指定を受け付けた登録保留のデータを検索データとして登録する(ステップS2524)。具体的には、登録文書テーブルに記憶されている登録要求を受け付けた登録保留のデータ(個別文書)を管理するレコードの登録保留フラグに登録されている登録が保留されていることを示す情報(図中では「」)を消去する、その後、処理をステップS2525に移す。

20

【0215】

ファイリングサーバ102は、ステップS2520またはステップS2524が終了後、処理をステップS2525に移し、処理結果を登録保留のデータの削除、または登録の要求を行ったクライアント端末104に対して送信する。クライアント端末104は、ファイリングサーバ102からの処理結果を受信する。その後、処理をステップS2526。尚、ファイリングサーバ102より受信した処理結果が、処理失敗を示すものである場合には、ユーザに対して処理が失敗した旨を報知すべく、エラー表示を行う。

30

【0216】

クライアント端末104は、その後、ユーザの操作指示に基づいて終了指示を受け付けたかを判定する(ステップS2527)。終了指示を受け付けていないと判定された場合は(NO)、処理をステップS2505に移し、それ以降の処理を繰り返し実行する。また、終了指示を受け付けたと判定した場合は(YES)、本図に示す処理を終了する。

【0217】

次に、図26を用いて、図25のステップS2520の登録保留データ削除処理の詳細について説明する。図25に示す各ステップの処理は、ファイリングサーバ102のCPU201によって実行される。

【0218】

ファイリングサーバ102は、クライアント端末104より削除指示を受け付けた登録保留のデータを取得しRAM202に記憶した後に、登録文書テーブルから、当該登録保留のデータを記憶管理しているレコードを削除する(ステップS2601)。そして、削除指示された登録保留のデータ(個別文書)に共通文書が関連付けられていたかを判定する(ステップS2602)。

40

【0219】

ファイリングサーバ102は、ステップS2602の判定処理で共通文書が関連付けられていると判定された場合は(YES)、処理をステップS2603に移す。一方、共通文書が関連付けられていないと判定された場合は(NO)、本図に示す処理を終了する。

【0220】

ファイリングサーバ102は、ステップS2603において、削除指示を受け付けた登

50

録保留のデータ（個別文書）に関連付けられている共通文書を特定し、その後、特定した共通文書に関連付けられている他の検索データ、他の登録保留データがあるかを、登録文書テーブルを用いて判定する（ステップS2604）。

【0221】

ファイリングサーバ102は、ステップS2604の判定処理で、ステップS2603で特定した共通文書に関連付けられている他の検索データ、他の登録保留のデータがないと判定した場合は（NO）、処理をステップS2605に移し、ステップS2603で特定した共通文書を記憶管理するレコードを登録文書テーブルから削除する。また、記憶装置に記憶されている共通文書のイメージファイルも削除することになる。そして、本図に示す処理を終了する。一方、ステップS2604の判定処理で、ステップS2603で特定した共通文書に関連付けられている他の検索データ、登録保留のデータがあると判定した場合は（YES）、ステップS2605の処理を行うことなく、本図に示す処理を終了する。10

【0222】

次に、図27を用いて、第2の実施の形態における、ファイリングサーバ102の登録文書テーブル（図28）に登録されているファイルの検索・閲覧処理について説明する。図27は、ファイリングサーバ102の登録文書テーブル（図28）に登録されているファイルの検索、閲覧処理の一例を示すフローチャートである。図28に示す各ステップの処理は、クライアント端末106のCPU201またはファイリングサーバ102のCPU201により実行される。尚、この処理は、図9を用いて説明したファイル検索・閲覧処理に相当する処理である。20

【0223】

クライアント端末106は、ユーザにより検索画面の表示指示を受け付けると、図20に示す検索条件入力画面を表示する（ステップS2701）。そして、クライアント端末106は、ユーザからの操作指示により、検索条件入力画面（図20）を介して申込番号（検索条件）、及び／又は、証券番号（検索条件）の入力を受け付けた後に、検索ボタン2003が押下されると（ステップS2702）、ファイリングサーバ102に入力された検索条件を含む検索要求を送信する（ステップS2703）。

【0224】

ファイルサーバ102は、クライアント端末106から送信された検索要求を受信すると（ステップS2704）、受信した検索要求に合致する、登録文書テーブル2800（図28）に登録されている検索データ（登録保留フラグに「」が登録されていないデータ）を検索する（ステップS2705）。そして、ステップS2705の検索処理の結果、受信した検索条件に合致する検索データがないと判定される場合は（ステップS2706：NO）、処理をステップS2707に移し、検索エラー通知を、検索要求を行ったクライアント端末106に対して送信する。30

【0225】

クライアント端末106は、ファイリングサーバ102から送信された検索エラー通知を受信すると（ステップS2708）、ユーザに検索エラーを報知すべく、検索エラー表示を行う（ステップS2709）。そして、処理をステップS2718に移す。40

【0226】

ファイリングサーバ102は、ステップS2706の判定処理で、検索条件に合致する検索データがあると判定される場合に（YES）、処理をステップS2710に移し、検索条件に合致した検索データ（個別文書）を取得する。そして、取得した検索データに共通文書が関連付けられているかを判定する（ステップS2711）。

【0227】

ステップS2711の判定処理で、共通文書が関連付けられていると判定される場合は（YES）、ファイリングサーバ102は処理をステップS2713に進め、ステップS2710で取得した検索データ（個別文書）に関連付けられている共通文書を取得し、共通文書と検索データを用いて表示用データを作成する（ステップS2714）。一方、ス50

ステップS2711の判定処理で、共通文書が関連付けられていないと判定される場合は(NO)、処理をステップS2712に進め、ステップS2710で取得した検索データを用いて表示用データを作成する。

【0228】

ファイリングサーバ102はその後、ステップS2712、または、ステップS2714で生成した表示用データを、検索要求を行ったクライアント端末106に対して送信する。

【0229】

クライアント端末106は、ファイリングサーバ102から送信された表示用データを受信すると(ステップS2716)、表示用データの表示を行う(ステップS2717)。その後、処理をステップS2718に移す。

10

【0230】

クライアント端末106は、その後、ユーザからの操作指示により、終了指示を受け付けたかを判定し(ステップS2718)、受け付けていないと判定される場合は(NO)、処理をステップS2702に移し、それ以降の処理を繰り返し実行する。一方、終了指示を受け付けたと判定される場合は(YES)、本図に示す処理を終了する。以上が、第2の実施の形態における、検索・閲覧処理の詳細である。

【0231】

以上説明したとおり、第2の実施の形態では、文書の登録を行う際に共通文書と個別文書を関連付けた形でそれぞれ独立した形で登録し、文書の内容を表示する際に、それら文書から表示用データを作成し、表示させるようにしている。これにより、それぞれの個別文書の確認を行う際に、その個別文書に関連する共通文書も合わせて表示することが可能となるとともに、共通文書を複数登録する必要がなくなり、記憶容量を削減可能になる。

20

【0232】

本発明では、上記のような処理を行うことで、1つの共通文書と複数の個別文書をスキヤンし、それぞれの個別文書を共通文書と関連付けて登録する際に、ユーザによって行われる煩雑な作業を軽減する共に、個別文書を確認する際に、関連する共通文書を容易に確認可能とすることで、個別文書のデータを確認する作業を効率化させることができる。

【0233】

以上、本発明の実施形態を詳述したが、本発明は、例えば、システム、装置、方法、装置で読み取り実行可能なプログラムもしくは記憶媒体等としての実施態様をとることが可能であり、具体的には、複数の機器から構成されるシステムに適用しても良いし、また、一つの機器からなる装置に適用しても良い。

30

【0234】

また、本発明の目的は、前述した実施形態の機能を実現するソフトウェアのプログラムコードを記録した記憶媒体を、システム或いは装置に供給し、そのシステム或いは装置のコンピュータ(またはCPUやMPU)が記憶媒体に格納されたプログラムコードを読み出し実行することによっても、達成されることは言うまでもない。

【0235】

この場合、記憶媒体から読み出されたプログラムコード自体が前述した実施形態の機能を実現することになり、プログラムコード自体及びそのプログラムコードを記憶した記憶媒体は本発明を構成することになる。

40

【0236】

プログラムコードを供給するための記憶媒体としては、例えば、フレキシブルディスク、ハードディスク、光ディスク、光磁気ディスク、CD-ROM、CD-R、磁気テープ、不揮発性のカード、ROM等を用いることができる。

【0237】

また、コンピュータが読み出したプログラムコードを実行することにより、前述した実施形態の機能が実現されるだけでなく、そのプログラムコードの指示に基づき、コンピュータ上で稼動しているOS(基本システム或いはオペレーティングシステム)などが実際

50

の処理の一部又は全部を行い、その処理によって前述した実施形態の機能が実現される場合も含まれることは言うまでもない。

【0238】

さらに、記憶媒体から読み出されたプログラムコードが、コンピュータに挿入された機能拡張ボードやコンピュータに接続された機能拡張ユニットに備わるメモリに書き込まれた後、そのプログラムコードの指示に基づき、その機能拡張ボードや機能拡張ユニットに備わるCPU等が実際の処理の一部又は全部を行い、その処理によって前述した実施形態の機能が実現される場合も含まれることは言うまでもない。

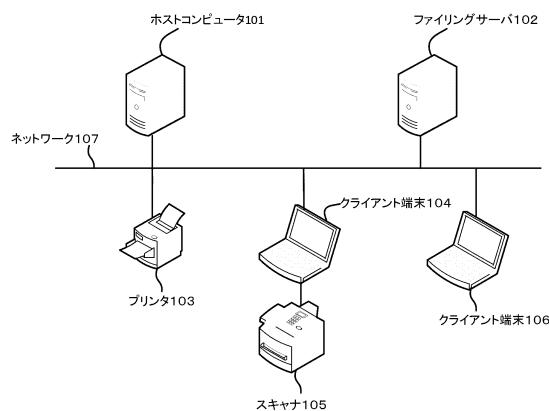
【符号の説明】

【0239】

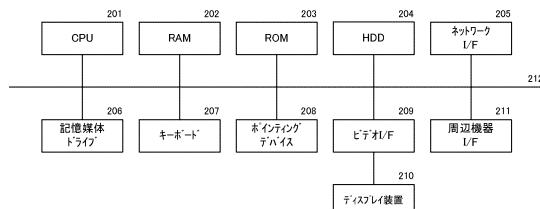
10

- 101 ホストコンピュータ
- 102 ファイリングサーバ
- 103 プリンタ
- 104 クライアント端末
- 105 スキャナ
- 106 クライアント端末
- 107 ネットワーク

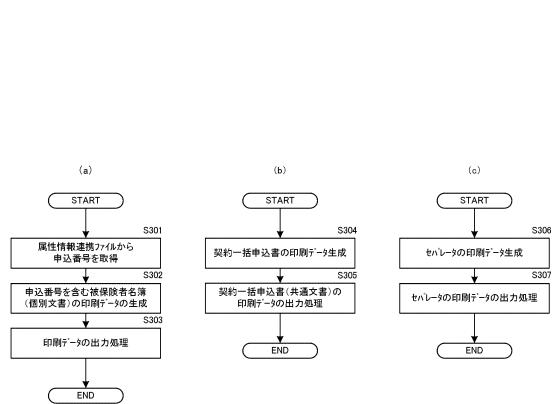
【図1】



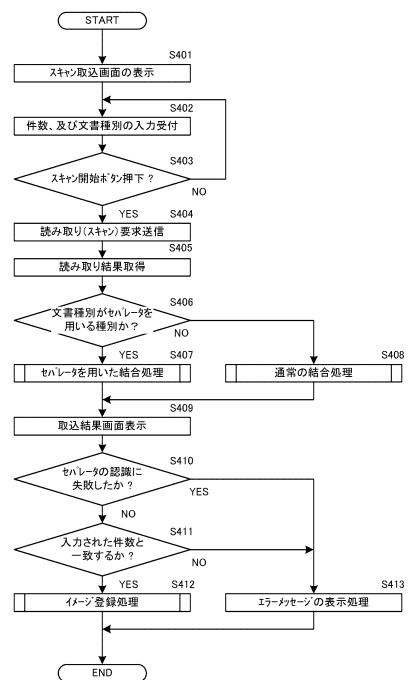
【図2】



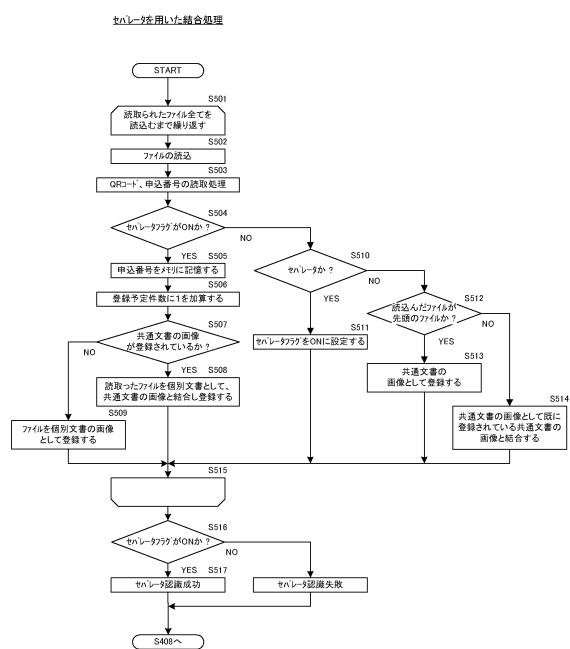
【図3】



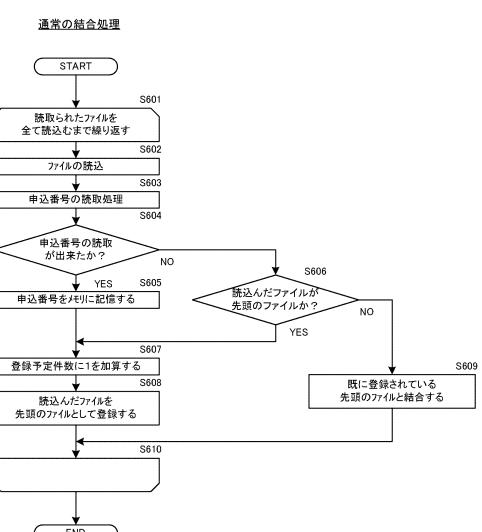
【図4】



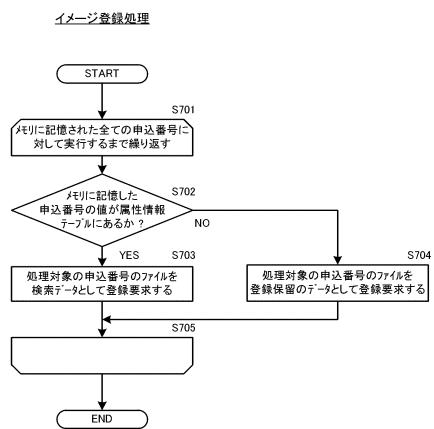
【図5】



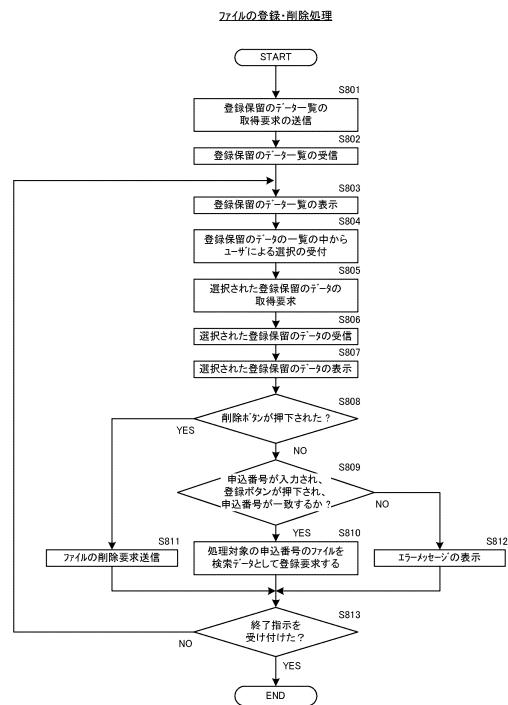
【図6】



【図7】

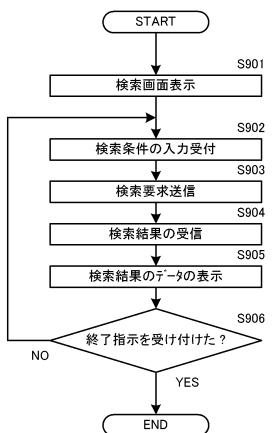


【図8】



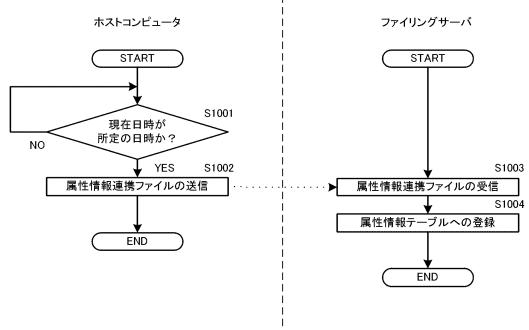
【図9】

検索・閲覧処理



【図10】

属性情報登録処理



【図11】

【図12】

属性情報連携ファイル

証券番号	申込番号
100	001
101	002
⋮	⋮

属性情報テーブル

証券番号	申込番号
100	001
101	002
⋮	⋮

【図13】

【図14】

登録文書テーブル

証券番号	申込番号	ファイル
100	001	…
⋮	⋮	⋮

スキャン取込指示受付画面

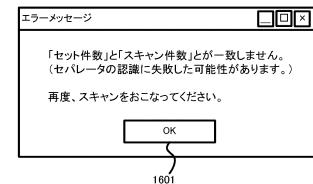
セット件数: 3
文書種類: 括申書
スキャン開始

1401
1402
1403

【図15】

スキャン取込結果画面

セット件数:	3	1501
スキャン件数:	3	1502



【図17】

登録保留のデータ一覧画面

選択	証券番号	申込番号
<input checked="" type="checkbox"/>	101	002
<input type="checkbox"/>	103	104
:	:	:

表示

1701

【図18】

登録・削除画面

署名欄 <input checked="" type="checkbox"/> 田中 太郎 押印欄 <input checked="" type="checkbox"/> 中	申込内容 ... 証券番号: 101 申込番号: 002	申込番号 002 証券番号 101 ...
--	---------------------------------------	-----------------------------------

削除

登録

1801

1802

1803

1804

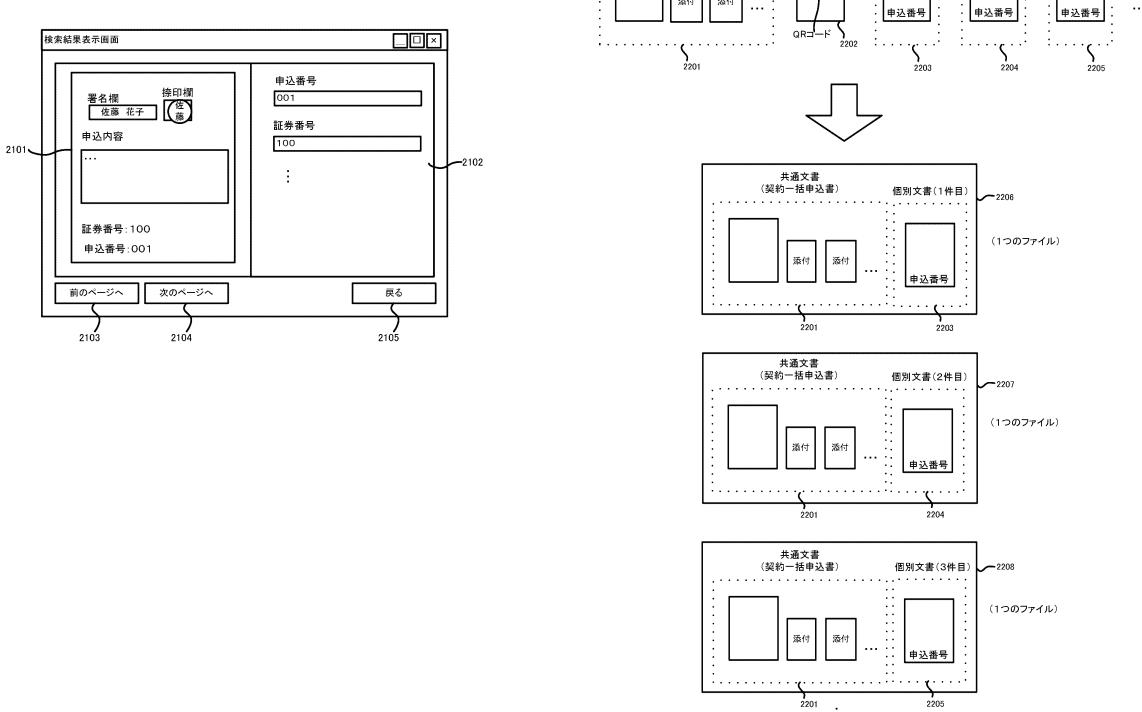
【 図 19 】

【 図 20 】

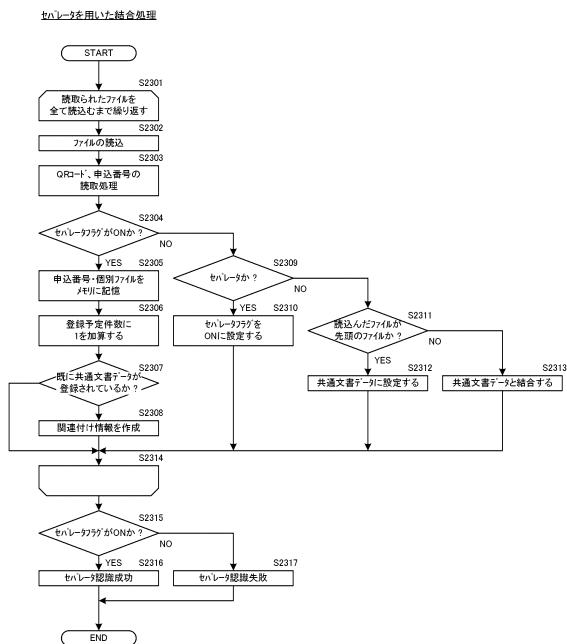


【図21】

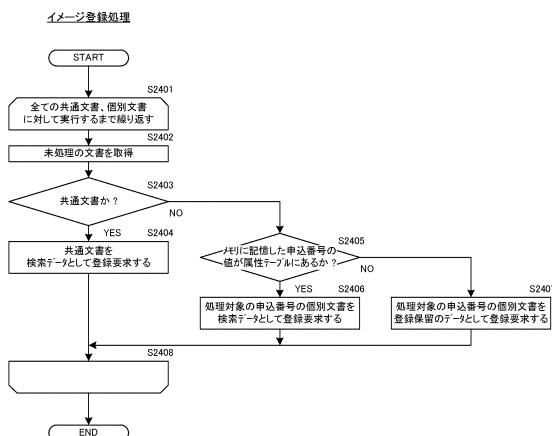
【 図 2 2 】



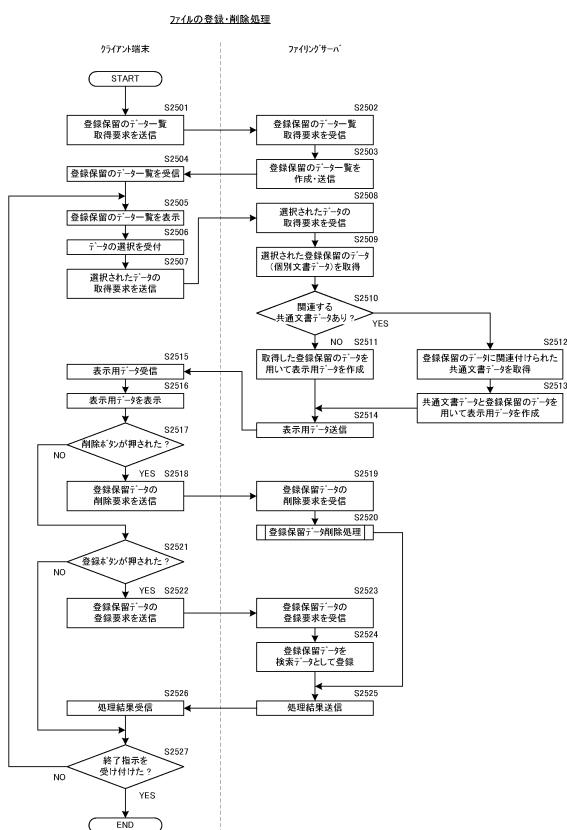
【図23】



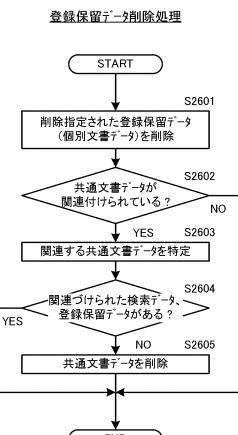
【図24】



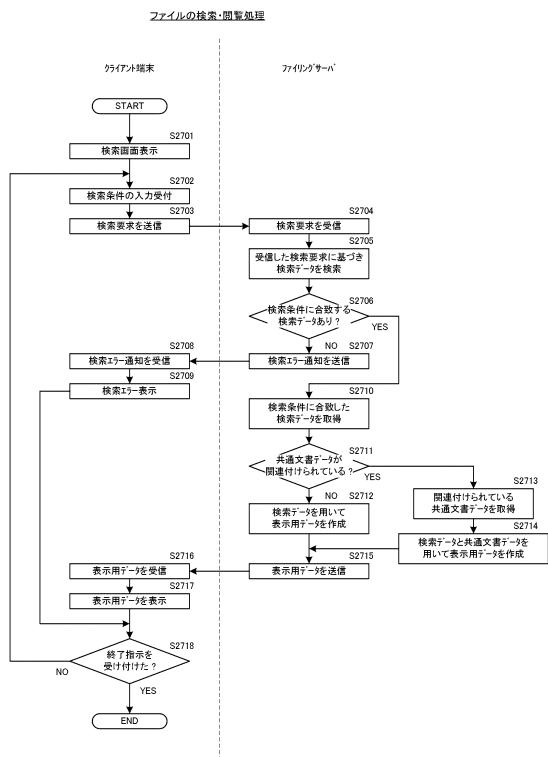
【図25】



【図26】



【図27】



【図28】

登録文書データ

証券番号	申込番号	ファイル	共通文書ファイル	登録保留
-	-	100-COM001.tif	-	
100	001	100-IND001.tif	100-COM001.tif	
100	002	100-IND002.tif	100-COM001.tif	O
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

フロントページの続き

(51)Int.Cl.

F I

G 0 6 F 17/30 2 3 0 Z

審査官 橋爪 正樹

(56)参考文献 特開2003-189043(JP,A)

特開平11-317828(JP,A)

特開平04-270458(JP,A)

特開2002-358506(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

H 0 4 N 1 / 0 0

H 0 4 N 1 / 2 1

H 0 4 N 1 / 3 8 - 1 / 3 9 3

B 4 1 J 2 9 / 3 8

G 0 3 G 2 1 / 0 0

G 0 6 F 1 7 / 3 0